

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

市及び防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く市民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及及び徹底を図る。なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBTQ等）の視点にも配慮する。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

市及び防災関係機関は、防災業務に関する事項について、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

(1) 市及び防災関係機関は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会、検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及及び徹底を図る。

(2) 防災教育は、次の事項に重点をおいて実施する。

- ア 防災対策関連法令
- イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ウ 災害に関する基礎知識
- エ 災害を防止するための技術
- オ 住民に対する防災知識の普及方法
- カ 災害時における業務分担の確認

3 市民に対する防災知識の普及

(1) 市は、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、市民の理解と協力を得る。

(2) 市及び防災関係機関は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して、市民に対する防災知識の普及に努める。

- ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
- イ インターネット及び広報紙の活用
- ウ 起震車等による災害の疑似体験
- エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用

- オ 防災関係資料の作成及び配布
 - カ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映及び貸出
 - キ 自主防災活動に対する指導
 - ク 防災情報施設（岩手県立総合防災センター、岩手山火山防災情報ステーション、南部片富士湖防災センター（四十四田ダム）、御所湖防災センター（御所ダム）、盛岡中央消防署防災学習コーナー）の活用
- (3) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する。
- ア 市計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
 - イ 気象警報、避難指示等の避難情報の意味及びとるべき行動
 - ウ 平常時における心得
 - (ア) 地域の危険箇所や避難場所、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、旅館・ホテルなどの避難場所、避難経路等を確認する。
 - (イ) 他地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該地域の避難計画を確認する。
 - (ウ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳・懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
 - (エ) いざというときの対処方法を検討する。
 - (オ) 防災訓練等へ積極的に参加する。
 - (カ) 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
 - (キ) 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に備え、しつけ、ワクチン接種などを行う。また、ペットフードなどの必要品を備蓄する。
 - (ク) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
 - (ケ) 広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。
 - エ 災害時における心得、避難誘導
 - (ア) 所在（居住又は滞在）する自治体等から災害情報や避難指示等の避難情報を収集する。
 - (イ) 所在（居住又は滞在）する自治体による防災対策に従う。
 - オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
 - カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
 - キ 災害危険箇所に関する知識
 - ク 過去における主な災害事例
 - ケ 災害に関する基礎知識
- (4) 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による義援物資を送ることは、被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。
- (5) 市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (6) 市は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。

4 児童、生徒等に対する教育

- (1) 市及び防災関係機関は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、家族間で避難の仕方を決めておく等災害時における避難等に関する心得及び知識の普及を図る。また、生涯学習活動などにおいても、防災教育の実施とその充実及び防災に関する教材（副読本）の充実を図る。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

- (2) 市及び防災関係機関は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

5 防災文化の継承

- (1) 市及び防災関係機関は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。

- (2) 市及び防災関係機関は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。

- (3) 住民等は、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

6 事業所における防災知識の普及

事業所単位で、大規模災害時における行動や地域との連携、災害時の対応方法などについての防災マニュアル等を作成し、従業員の防災意識が高揚されるよう、その啓発に努める。

7 防災と福祉の連携

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

8 専門家の活用

市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

第2節 地域防災活動活性化計画

第1 基本方針

- 1 地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成及び強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。
- 3 市は、市の一定の区域内の住民等から市計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、市計画に地区防災計画を定める。

第2 自主防災組織の育成強化

- 1 自主防災組織の結成促進及び育成
 - (1) 町内会、自治会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

【資料編2-2-1 自主防災組織一覧表】

- (2) 防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。
- (3) 自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を図るとともに、必要な指導及び援助を行う。

2 自主防災組織の活動

自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ自主防災組織が実施する活動を定め、平常時及び災害時に分担する任務を、班編成等により明確にする。

(1) 平常時の活動

- ア 防災知識の普及
- イ 消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施
- ウ 情報の収集・伝達体制の確立
- エ 家庭及び地域の火気使用設備、器具等の点検
- オ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- カ 地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の構築

(2) 災害時の活動

- ア 安否確認及び避難誘導
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 住民等に対する避難指示等の避難情報の伝達、確認
- エ 地域内の被害状況等の情報収集
- オ 救出及び救護活動の実施及び協力
- カ 炊き出し及び救援物資等の配分に対する協力

第3 事業所に対する指導

事業所に対し、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施を指導し、防災体制の確立を図る。

事業所の防災体制の充実は、おおむね次の事項に沿って行う。

- (1) 従業員の防災教育
- (2) 情報の収集・伝達体制の確立
- (3) 火災その他災害予防対策
- (4) 避難対策の確立
- (5) 応急救護等の対策
- (6) 飲料水、食料、生活必需品等の確保
- (7) 地域の防災活動への協力
- (8) 要配慮者対策

第4 消防団の活性化

地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。

- (1) 「消防団活性化計画」の策定
- (2) 消防団の施設・設備の充実強化
- (3) 消防団員の教育訓練の充実強化
- (4) 報酬・出動手当の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善
- (5) 消防団総合整備事業等の活用
- (6) 競技会、行事等の開催
- (7) 青年層、女性層及び公務員の消防団への加入促進
- (8) 地域防災及び消防団活動に関する広報活動並びに企業等への協力要請

第5 住民等による地区内防災活動の推進

- (1) 市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。
- (2) 市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて計画提案を行う等、市と連携する。
- (3) 市は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で市計画に地区防災計画を定める。
- (4) 市は、計画提案の制度の普及に努める。

第3節 防災訓練計画

第1 基本計画

市及び防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同で、毎年度計画的に実施する。

- 1 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
- 2 防災関係機関相互の協力体制の確立
- 3 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 実施要領

1 実施方法

(1) 市は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。

(2) 防災訓練は、図上訓練又は実動訓練により実施し、地域において発生する可能性が高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努める。

ア 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するために実施する。

イ 実動訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が防災関係機関と連携し、実動により防災活動を習熟するため実施する。

(3) 訓練区分は、次のとおりとする。

ア 単独訓練

市及び防災関係機関は、その所掌する事務又は業務に関連した訓練を行う。

イ 合同訓練

市及び防災関係機関は、具体的な災害の想定に基づき、訓練種目を選定して、図上又は実動により合同で訓練を行う。

ウ 総合防災訓練

市及び防災関係機関は、地震等による大規模災害の発生を想定し、自衛隊等の関係機関、地域住民等と一体となり、年1回以上、総合防災訓練を実施する。

(4) 実施する主な訓練項目は、次のとおりとする。

ア 災害対策本部訓練

- (ア) 災害対策本部設置運営訓練
- (イ) 職員非常招集訓練
- (ウ) 現地災害対策本部設置運営訓練
- (エ) 災害情報収集伝達訓練
- (オ) その他必要な訓練

イ 応援要請訓練

- (ア) 自衛隊災害派遣要請訓練

- (イ) その他必要な訓練
- ウ 通信情報連絡訓練
- エ 施設復旧訓練
 - (ア) 上下水道施設復旧訓練
 - (イ) 応急給水訓練
 - (ウ) 道路復旧、障害物排除訓練
 - (エ) 電気、通信、ガス施設等復旧訓練
 - (オ) その他必要な訓練
- オ 救援救護訓練
 - (ア) 救助救出訓練
 - (イ) 医療救護訓練
 - (ウ) 緊急物資輸送訓練
 - (エ) 応急食料炊出訓練
 - (オ) ボランティア受入訓練
 - (カ) その他必要な訓練
- カ 火災防ぎょ訓練
- キ 水防訓練
- ク 住民参加訓練
 - (ア) 初期消火訓練
 - (イ) 避難訓練
 - (ウ) 応急手当訓練
 - (エ) その他必要な訓練

【資料編2-3-1 総合防災訓練年次別実施状況】

2 実施に当たって留意すべき事項

市は、訓練の企画及び実施に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 地域の実情等を踏まえた災害想定

訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実践的な災害想定を行う。

(2) 広域的な訓練の実施

広域応援体制の確立を図るため、近隣の市町村や管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。

(3) 地域住民、教育機関等の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア、民間企業等の各種団体に参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成を図るため、地域住民等の積極的な参加を得て、次の点に留意した各種の訓練を実施する。

また、児童・生徒の参加は防災意識・教育上の地域への普及の核心となることから、管内の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得る。

ア 市民

- (ア) 地区ごとに防災訓練を推進し、災害に対する意識の高揚を図り、初期消火、避難誘導、救助・救護活動等の地域における自主防災力の向上に努める。
- (イ) 避難訓練の実施に際しては、身体障がい者、高齢者、幼児、病弱者等の介助に配慮した避難訓練を実施する。
- (ウ) 災害時の初期消火・救出・救護活動に活用できるよう、消防団屯所等の必要な場所に救出・救護資機材を整備する。また、地域の実情に応じた防災用資機材の配置に努める。

イ 事業所

- (ア) 事業所ごとに防災訓練を推進する。
 - (イ) 地域で実施する防災訓練に参加し、避難誘導、救護活動等の地域と密着した自主防災力の向上に努める。
- (4) 防災関係機関の参加
防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施する。
- (5) 各種訓練の有機的な連携
有事の際の実践的な対応を想定し、関係機関等が自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用し、合同あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

第4節 気象業務整備計画

第1 基本方針

災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的として、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上を図るとともに、防災関係機関や報道機関等を通じて住民に適時・適切に、防災気象情報を提供する。

第2 観測体制の整備等

市及び防災関係機関は、観測体制の整備充実及び観測結果の防災対策への活用を図るため、それぞれが設置している観測施設のデータの相互利用を進めるなど、協力及び連携体制の強化に努める。

- 1 気象官署
盛岡地方気象台
- 2 気象観測地点

観測所の種類	個所数	設置場所	備考
気象台	1	盛岡	気圧、気温、湿度、風向・風速、降水量、積雪の深さ、降雪の深さ、日照時間、日射量、視程、大気現象等の気象観測
地域気象観測所 (アメダス)	2	好摩、藪川	降水量、気温、風(風向・風速)、日照時間(推計気象分布(日照時間)の推計値)

- 3 地震観測施設

施設名	個所数	設置場所
震度観測点	1	盛岡地方気象台

(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)

施設名	個所数	設置場所	設置機関
全国強震ネットワークシステム(強震計)	2	馬場町5-5、藪川字外山93-1	独立行政法人防災科学技術研究所
高感度地震観測施設	1	藪川字外山35-16	
震度情報ネットワークシステム(計測震度計)	1	渋民字泉田360	岩手県
電子基準点(GNSS連続観測点)	2	川崎字川崎1-1、藪川字町村98-2	国土地理院

第3 防災気象情報の伝達体制の整備

盛岡地方気象台は、県や市等の防災関係機関が行う防災活動の迅速な立ち上がりや住民への避難を促す情報伝達等の災害応急対策の円滑な実施及び住民の自主防災活動に資するよう、防災気象情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関等の協力を得て住民に周知するよう努める。

第4 防災に関する知識の普及啓発の実施

盛岡地方気象台は、住民の防災気象情報への理解を促進し、公助にとどまらず自助・共助の場面においても防災気象情報がより積極的かつ適切に活用されることが災害による被害を最小限にするための有効な手段であることを認識し、関係機関との協力の下、防災気象情報の活用能力の向上を含め、様々な状況下で住民一人ひとりが自らの判断で危険を回避し安全を確保する行動をとることを可能とするための知識の普及啓発を図り、住民の防災活動を推進する。

1 防災気象情報の活用能力向上

盛岡地方気象台は、自らが発表する防災気象情報について解説を行うよう努め、その理解を促進するとともに、情報を受けた利用者が適切な対応をとることができるように情報活用能力の向上を図る。

2 安全知識の普及啓発

盛岡地方気象台は、気象現象等の急な発生・変化や情報伝達手段の途絶等により情報の入手が困難な場合でも、住民一人ひとりが周囲の状況から自ら判断して安全確保の行動ができるよう、安全知識の普及啓発を図る。

3 実施事項及び実施にあたっての留意事項

- (1) 盛岡地方気象台は、平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などを行う。
- (2) 盛岡地方気象台は、災害には地域特性があることを踏まえ、各地域の地理的・社会的状況や過去の災害の発生状況、自然災害について抱えているリスク等も考慮する。
- (3) 盛岡地方気象台は、関係機関の協力を得て、防災関係者及び一般向けの講習会等を実施するほか、気象台の果たす役割の説明等を行う。

4 災害教訓の伝承

盛岡地方気象台は、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集し、保存し、及び公開すること等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第5節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 火災、水害等の災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を促進するとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速かつ確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 市民は、災害時に的確な避難行動がとれるよう、平常時から災害に対する備えに努める。
- 4 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難場所等における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた対策を推進する。

第2 避難計画の作成

1 避難計画

(1) 指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。

ア 高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の一般住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの）、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法

イ 避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難場所等への経路及び誘導方法

エ 避難場所等の管理

(ア) 管理責任者

(イ) 管理運営体制

(ウ) 職員の動員体制

(エ) 災害対策本部及び各避難場所等との連絡手段

(オ) 食料、生活必需品等の物資の調達方法

(カ) 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法

(キ) 医療機関との連携方法

(ク) 避難受入中の秩序維持

(ケ) 避難者に対する災害情報の伝達

(コ) 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底

(サ) 避難者に対する各種相談業務

(シ) 自主避難者に対する各避難場所等の随時開放体制

オ 避難者に対する救援・救護措置

(ア) 給水

(イ) 給食

- (ウ) 空調
- (エ) 医療・衛生・こころのケア
- (オ) 生活必需品の支給
- (カ) その他必要な措置

カ 避難行動要支援者に対する救援措置

- (ア) 情報の伝達
- (イ) 避難の誘導及び避難の確認
- (ウ) 避難場所等における配慮
- (エ) 平常時からの関係機関による避難行動要支援者情報の収集・共有
- (オ) 避難支援プラン（全体計画・個別計画）の策定
- (カ) 指定福祉避難所として社会福祉施設等を指定・協定締結
- (キ) 指定緊急避難場所から指定一般避難所又は指定福祉避難所への移送手段

キ 避難場所等の整備

- (ア) 受入施設（耐震強化、設備・機器の整備、資機材の整備、生活必需品の備蓄等）
- (イ) 給食施設
- (ウ) 給水施設
- (エ) 情報伝達施設
- (オ) 使用施設の区分・運営体制等の事前協議
- (カ) 運営マニュアル等

ク 市民に対する広報

- (ア) 表示板の整備（多言語併記等）
- (イ) 防災マップの配布

ケ 避難訓練

- (2) 避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (3) 避難計画作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織、防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有と定期的な更新や支援者をあらかじめ明確にするなど、避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導體制の整備に当たっては、木造密集地域における大規模な災害の発生など二次災害の発生も考慮する。
- (4) 「避難情報に関するガイドライン」を参考に避難情報の具体的な発令基準を定め、市計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難情報を適切に発令することができるよう、具体的な避難情報の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。
- (5) 避難計画に盛り込む避難情報の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、市による避難情報の基準の策定又は見直しを支援する。
- (6) 避難手段は原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所等までの距離や避難行動

要支援者の有無などの実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざる得ない場合については、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策を講ずる。

- (7) 避難支援等実施者（消防団、自主防災組織、民生委員、町内会、自治会、社会福祉施設等の職員等であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。
- (8) 避難計画の作成に当たっては、夜間等様々な条件に配慮する。
- (9) 避難情報を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。
- (10) 避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成、配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップ等の作成に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等が作成に参加することができるよう考慮する。
- (11) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

- (1) 学校、病院、社会福祉施設、事業所、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）などの多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速かつ確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。
- (2) 施設の管理者は、市、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期す。
- (3) 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、これを市長に報告するとともに、計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
- (4) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- (5) 学校、幼稚園、保育所等においては、児童、生徒及び園児を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法のほか、災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。
- (6) 病院においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健・衛生の実施方法等を定める。
- (7) 地下街等の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難

誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成する。特に、洪水浸水想定区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。なお、当該計画の作成に当たっては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。

- (8) 洪水浸水想定区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを市長に報告する。
- (9) 観光施設等の不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する避難情報の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路及び誘導方法等を定める。

3 避難行動要支援者避難計画

- (1) 民生委員等との協力の下、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しながら、要援護高齢者、障がい者等の所在等の把握に努める。
- (2) 避難行動要支援者である高齢者、障がい者、外国人等の避難が円滑に行われるよう、町内会、自治会、自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

4 広域避難及び広域一時滞在

- (1) 市は、災害が発生するおそれがあり、自らの区域内で、市民等の生命、身体を保護し、又は居住地を確保することが困難な場合において、市民等の県内各市町村又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- (2) 市は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住地を確保することが困難な場合において、避難者の県内各市町村又は他都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他関係団体との応援協定の締結や具体的な手続、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- (3) 市は、広域避難又は広域一時滞在の受入れ（他都道府県からの受入れを含む。以下「広域避難等」という。）を想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法を定めたマニュアル等の整備に努める。

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

(1) 避難場所等の確保

- ア 避難場所等の確保は、次の事項に留意するとともに、施設の管理者の同意を得て、地区ごとに確保する。

イ 市は、避難場所等を確保する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見を踏まえて、避難場所等の指定について必要に応じて随時に見直しを行う。

<p>指定緊急 避難場所 の指定基 準</p>	<p>ア 洪水災害 洪水浸水想定区域に近接し、次のいずれかに該当する施設及び場所 (ア) 洪水浸水想定区域に近接した施設であり、かつ、洪水浸水想定区域外であること。 (イ) 洪水浸水想定区域内であっても、河川氾濫に対して安全な構造（コンクリート造など）であり、かつ、浸水想定高さよりも上に避難できる空間があること。</p> <p>イ 土砂災害 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所等に近接した施設であり、これら土砂災害のおそれのある箇所の区域外であること。</p> <p>ウ 地震災害 次のいずれかに該当し、敷地内の施設の倒壊等によって避難者の身体に危険を及ぼすおそれのない施設 (ア) 昭和56年6月1日以後に着工した建築物に適用される新耐震基準に適合する施設 (イ) 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であると判断された施設 (ウ) 耐震改修により地震に対して安全な構造であると判断された施設</p> <p>エ 大規模な火災 火災延焼から安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地があること。</p> <p>オ 火山災害 火山泥流危険区域外であり、かつ、危険区域内住民が避難可能な距離にある岩手山火山災害対策図によって定められた施設</p>
<p>指定避難 所の指定 基準</p>	<p>次の全てを満たす施設</p> <p>ア 立退き避難を行った被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもの</p> <p>イ 生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するもの</p> <p>ウ 想定される災害による影響が少ない場所であること</p> <p>エ 物資の輸送等が比較的容易な場所であること</p>

(2) 避難場所等の区分

ア 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）で定める基準に適合する施設又は場所を同令で定める異常な現象の種類ごとに指定する。

イ 指定避難所

災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るための災害対策基本法施行令で定める基準に適合する公共施設その他の施設

(ア) 指定一般避難所

指定避難所のうち、災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第4号までに定める基準にのみ適合する施設

(イ) 指定福祉避難所

指定避難所のうち、災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する施設であり、避難者の中でも高齢者や障がい者の方など特別な配慮を必要とする者に対して、当該特別な配慮をする避難所

(3) 避難場所等の選定

避難誘導等の災害応急対策を迅速かつ効果的に行うため、指定緊急避難場所及び指定避難所を次の6地区に区分して選定する。

地区名	区域名
中央地区	北上川以東で中津川以北の区域
西地区	北上川以西で雫石川以北の区域
南地区	北上川以西で雫石川以南の区域
東地区	北上川以東で中津川以南及び築川以北の区域
南東地区	北上川以東で築川以南の区域
玉山地区	玉山地域の区域

(4) 避難場所等の指定

ア 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害種別ごとの安全区域にある学校、地区活動センター、児童・老人福祉センター、公民館、公園、緑地等とする。

【資料編2-5-1 指定緊急避難場所一覧表】

イ 指定避難所

(ア) 指定一般避難所

指定一般避難所は、学校（基本的に屋内運動場とするが、必要に応じて校舎の一部）、体育館、地区活動センター、児童・老人福祉センター、公民館等とする。避難の長期化が見込まれる場合、このうちの畳のある施設を要配慮者を受け入れる指定一般避難所とする。

【資料編2-5-2 指定一般避難所一覧表】

(イ) 指定福祉避難所

指定福祉避難所は要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設等

とする。

- a 指定一般避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が適切な支援を受けることができるよう、指定福祉避難所の指定施設増加に努める。

また、個別避難計画を作成し、要配慮者の避難が必要となった際は、指定福祉避難所として開設する施設と調整の上、直接避難することができるよう努める。

- b 医療的ケアを必要とする者を受け入れる場合は、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な措置を講ずる。

【資料編2-5-3 災害時における災害時要援護者避難支援の協力に関する協定締結施設一覧】

【資料編2-5-4 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書】

- ウ 前イの指定避難所には、避難生活に必要な物資を確保する。

【資料編2-5-5 備蓄物資一覧表】

【資料編2-5-6 災害時における必要な物資の賃貸借に関する協定（株式会社レンタルのニッケン）】

【資料編2-5-7 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定（イオン）】

【資料編2-5-8 災害時における防災活動の協力に関する協定（イオンスーパーセンター株式会社）】

【資料編2-5-9 災害時における物資の賃貸借に関する協定（東北シート工業株式会社）】

【資料編2-5-10 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）】

【資料編2-5-11 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）】

【資料編2-5-12 災害時における量の提供に関する協定書（「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会）】

【資料編2-5-13 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（株式会社ダスキン盛岡）】

【資料編2-11-1 災害時における生活物資の確保及び供給に関する協定（盛岡卸センター）】

【資料編3-19-8 盛岡広域圏における備蓄物資の相互融通に関する覚書】

- エ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを住民等へ周知するよう努める。

- オ 市は必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所等を近隣市町村に設けるものとする。

- カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

- キ 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

(5) 避難場所等の安全性の確認

- ア 市は、避難場所等を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

- イ 市は、災害の規模に鑑み、必要な避難場所等を、可能な限り当初から開設するよう努める。

2 避難道路の確保

避難場所等へ通じる避難道路は、次の事項に留意し、地域の実情に応じて地区ごとに選定し、

確保する。

- (1) 道路付近に延焼の危険のある建物及び危険物施設がないこと。
- (2) 落下物、倒壊物による危険やがけ崩れなど、避難に当たっての障害のおそれがないこと。
- (3) 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。
- (4) 浸水等の危険のない道路であること。
- (5) 避難道路は、原則として相互に交差しないこと。

【資料編 2-5-14 玉山地域避難道路一覧表】

3 避難場所等の環境整備

避難場所等は、次の事項に留意し、環境の整備を図る。

- (1) 避難情報を迅速に住民に伝達する手段の確保
- (2) 非常用電源の配備とその燃料備蓄
- (3) 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導ロープ等の設置
- (4) 避難場所等での給水活動を行うために必要な資材の整備
- (5) 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備
- (6) 毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備
- (7) 要配慮者に配慮した環境の整備
- (8) 運営マニュアル等の作成
- (9) 施設の区分及び運営体制の事前協議
- (10) 施設・設備、周辺環境等の定期的な検討
- (11) プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備
- (12) 避難の長期化に応じた入浴施設及び洗濯等の環境の整備
- (13) 市は、避難場所標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であることを明示するよう努める。
- (14) 避難場所等での感染症対策を行うために必要な資器材の整備

4 避難場所等の運営体制の整備

- (1) 市は、避難場所等を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ避難場所等の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に避難場所等を運営できるように配慮するよう努める。
- (2) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、防災担当部局、保健福祉担当部局及び関係機関等が連携し、感染症対策に配慮した避難場所等の開設及び運営に係る訓練を積極的に実施する。

第4 避難に関する広報

市民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所等を示した防災マップ、広報紙、パンフレット等の活用や講習会、防災訓練の実施、ホームページやアプリケーションなど、多様な手段を利用して避難に関する広報活動を行い、市民に対する周知徹底を図る。

避難場所等に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所等の名称、所在地 2 避難場所等の用途 3 避難場所等への経路 4 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方
避難行動に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 平常時における避難の心得 2 避難情報の用語の意味 3 避難情報の伝達方法 4 避難の方法 5 避難後の心得
災害に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する基礎知識 2 過去の災害の状況

第5 避難訓練の実施

- 1 災害時に住民が的確な避難行動をとることができるよう意識高揚を図り、避難経路や避難場所等を住民自らが実際に確認し、又は避難場所等の運営訓練を実施するよう督励するとともに、防災訓練の一環として、又は単独で、避難訓練を実施する。
- 2 訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民が参加するよう配慮する。

第6 応急仮設住宅対策

災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、早期に一時的な安定が図られる体制の整備に努める。

- 1 建設候補地の事前選定

市域の公共空地等の中から、応急仮設住宅が建設可能な候補地の事前選定に努める。

なお、候補地の選定に当たっては、一戸当たり29.7㎡以上の面積（ネット面積）が確保できる場所とする。
- 2 高齢者・障がい者に配慮した住宅の確保

応急仮設住宅については、県と協力して、高齢者や障がい者の生活に配慮した構造・設備の応急仮設住宅が確保されるように努める。
- 3 災害救助法の適用時に対応した住宅等の確保

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合における集会等利用施設及び福祉住宅の設備を備えた住宅等資材及び用地の確保に努める。

第6節 孤立化対策計画

第1 基本方針

災害時において、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するとともに、現地の消防団員等から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、予防対策に努める。

第2 災害時孤立化想定地域の状況について

盛岡市内において孤立化のおそれがある地域は38地域となっており、その孤立化の発生要因としては、「集落に通じるアクセス道路の全てが損傷、道路への土砂堆積のおそれがある場合」及び「集落へのアクセス道路が1本しかない場合」が多くを占めている。

【資料編2-6-1 災害時孤立化想定地域一覧表】

第3 孤立化想定地域への対策の推進

1 通信手段の確保

- (1) 災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- (2) 防災ヘリコプター等による空中偵察に対し住民側から送る合図を定め、その方法をあらかじめ周知する。

(合図)

- | | |
|---|-----------------------------|
| ア | 赤旗（地域に重症者がいるなど、早急な救助を求める場合） |
| イ | 黄旗（負傷者等はいないが、救援物資を求める場合） |
| ウ | 白旗（地域に重症者等はなく、早急な支援は要しない場合） |

- (3) 孤立化想定地域の自治会と協議し、あらかじめ連絡責任者を数名定め、孤立化のおそれがある場合に住民の安否確認を行う体制・連絡網の整備に努める。

2 避難先の検討

集落内に避難場所等がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、避難先の確保に努める。

3 救出方法の確認

孤立化想定地域において飛行場外離着陸場等の確保に努める。

また、地域内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合等は、隣接する地域において飛行場外離着陸場等の確保に努める。

4 備蓄の奨励

孤立化想定地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。

また、備蓄に当たっては、飲料水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等を集落単位で備蓄することが望ましいが、まずは各家庭において3日分程度の飲料水・食料の備蓄の奨励に努める。

5 防災体制の強化

住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の結成促進と育成強化に努める。

第7節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等の整備を促進する。

第2 防災施設等の機能強化

防災施設等の整備を推進し、次に掲げる機能の強化を図る。

- 1 災害応急対策活動における中枢機能
- 2 市庁舎等の被災時における移転先本部機能
- 3 災害応急活動を支援するための防災ヘリポート機能
- 4 市民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
- 5 人員、物資等の輸送及び集積機能
- 6 災害対策用資機材の備蓄機能
- 7 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
- 8 被災住民の避難及び収容機能
- 9 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能

【資料編3-6-1 義援物資等集積場所一覧表】

【資料編3-6-12 ヘリポート等一覧表】

【資料編3-12-4 自衛隊派遣部隊の集結場所】

【資料編3-13-1 奉仕団宿泊施設一覧表】

第3 公共施設等の整備

1 市の施設

避難路、避難地（都市部における公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む。）等を整備するとともに、避難場所等となる学校等の公共施設の不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。

2 防災関係機関の施設

災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。

第4 通信施設の整備

1 市の通信施設

- (1) 災害対策本部の災害情報収集機能を強化するため、ファクシミリ、電話等の整備に努める。
- (2) 市防災行政無線の機能の拡充を図るとともに、非常電源設備の整備を図る。

2 防災関係機関の通信施設

- (1) 防災関係機関は、気象予報・警報の伝達、災害情報収集等のため、通信施設の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。
- (2) 防災関係機関は、災害時における情報収集や連絡を円滑に行うため、専用通信施設、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備を図るとともに、通信手段の複数化に努める。
- (3) 防災関係機関は、情報通信関係施設の機能を確保するため、定期的に点検を実施する。

第5 消防施設の整備

地域の実情に即した消防車両、消防水利その他の消防施設及び設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。

第6 防災資機材の整備

1 防災用資機材等の整備

大規模な災害において、災害応急対策を円滑に実施するため、防災資機材を整備し、定期的に点検するとともに、必要な補充を行う。

- 2 災害対策本部又は現地災害対策本部の機能を強化するため、必要な資機材を整備する。

【資料編2-7-1 防災施設の現況】

第8節 都市防災計画

第1 基本方針

- 1 市及び防災関係機関は、災害時の安全性を確保するため、市街地の不燃化や防災空間の確保、都市基盤施設の防災機能の強化、土木構造物の耐震対策の実施、ライフライン施設や公共交通機関施設の災害対応力の強化などによって、都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。
- 2 市及び防災関係機関は、所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、建物の点検整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう努める。特に、教育施設、庁舎等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るとともに、その重要度に応じて防災対策の周知徹底を図り、安全確保の指導に努める。
- 3 文化的遺産として、歴史上、学術上又は芸術上の価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

第2 市街地の整備

市は、都市計画マスタープランや緑の基本計画等に基づいて、市民合意を得ながら、市街地の不燃化や避難地・避難路となる公園・道路等の都市基盤施設の効果的整備による防災空間の確保など都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

1 防災機能を高める都市施設配置

本市の市街地は、城下町を中心に幹線道路沿いに拡大する形で形成されてきたため、周辺市街地では土地区画整理事業などで計画的に整備が行われているが、既存市街地の一部では、木造家屋の密集と細街路が目立ち、公園等の都市施設整備が遅れていることから、防火区画を考慮した計画的な施設整備が望まれる。

このため、既存市街地等の木造家屋が密集し、延焼の危険性が高い地域を中心に、北上川、雫石川、中津川等の主要河川、都市計画道路を中心とした主要幹線道路、鉄道、公園等で構成される延焼遮断帯で囲むことによって延焼を食い止める防火区画の概念を活用した施設配置を検討する。

【資料編2-8-1 市街地再開発事業の状況】

【資料編2-8-2 土地区画整理事業の状況】

2 市街地の不燃化の促進

(1) 防火地域等の指定

大規模市街地火災等を防止するため、商業系地域、避難路及び避難地周辺地区等、都市防災上不燃化を推進する必要がある地域、公共施設等重要施設の集合地域及び木造家屋が密集した地域については、防火地域・準防火地域の指定の拡大に取り組む。

【資料編2-8-3 防火・準防火地域の指定状況】

(2) 既存市街地の整備

道路・公園等の防災関連施設が整わないまま市街化された地域については、幹線道路等の整備促進や地区計画等を活用し、民間の建築活動を適切に誘導し、生活道路の拡幅整備、公共空地の確保等の推進に努める。

第3 防災空間の確保

公園・緑地、道路、河川等の都市基盤施設は、災害時における指定緊急避難場所、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、救助・救護活動、応急物資集積の基地として、また、ヘリポート等としても活用できる重要な施設である。

このため、市及び防災関係機関はこれらの都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間の確保を図る。

1 道路・緑道の整備

道路・緑道は、災害時における避難路として、また、消火・救助・救護活動及び災害応急活動のための物資の緊急輸送路、大規模火災時の延焼遮断帯として重要な機能を有しているため、その機能充実及び整備に努める。

- (1) 避難路及び緊急道路の円滑な連絡を図るため、市域の骨格道路である国道4号、同46号、同106号、同396号、同455号等の整備を図る。
- (2) 避難路、指定緊急避難場所及び主要幹線道路の円滑な連絡並びに街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路の整備を進める。
- (3) 避難路及び延焼遮断空間としての機能を強化するため、幅員の不十分な既存道路の拡幅を図るとともに、沿道建築物の不燃化及び工場等の大規模沿道施設の緑化を促進する。

2 都市公園等の整備

(1) 都市公園等の整備

災害時における指定緊急避難場所の確保、火災の延焼防止並びに各種災害応急活動の円滑な実施を図り、防災拠点など防災的機能を発揮する空間を確保するため、都市公園等の体系的な整備を促進する。

このため、指定緊急避難場所となる近隣公園や緊急避難の広場となる身近な公園等を、その配置や規模等の検討を行いながら積極的に整備する。

(2) 緑地・広場等の整備・保全

火災による延焼防止を図るため、道路、公園・緑地、広場等のオープンスペースの整備を推進するとともに、並木、工場等の大規模施設の周辺緑地、生産緑地、農地及び林地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。

第4 防災対策の推進

市及び防災関係機関は、公園、道路、河川等の都市基盤施設に、災害対策において有効な防災機能の整備を進める。

1 道路の防災機能の強化

避難路及び延焼遮断帯としての機能を強化するため、既存幹線道路等の歩道の拡幅、耐火性

能の高い樹種による緑化及び無電柱化を検討するとともに、不法占有物件の除去に努める。

2 公園等の防災機能の強化

指定緊急避難場所となる都市公園等における災害応急対策に必要な施設（放送設備、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等）の整備を進める。

3 河川の防災機能の強化

大雨などによる洪水及び浸水を防止するため、河川・水路改修を整備促進するとともに、災害時において、河川等を緊急用水の供給源として活用できるような整備に努める。

第5 建築物等の安全確保の促進

市は、建築物の安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備について、建築基準法（昭和35年法律第201号）等に基づく指導・助言を行うとともに、防災知識の普及や要配慮者対策を実施し、建築物などの安全対策を推進する。

また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）等に基づき、不特定多数の人々が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

1 土砂災害危険区域の防災促進

「土砂災害警戒区域」の指定による災害発生の危険性が高い地区などにおける建築の規制・誘導を行うとともに、防災関係機関と連携の下、ポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等によって、市民に対し建築物に関する防火対策、土砂災害対策等の災害予防の知識の普及に努める。

2 特殊建築物及び建築設備の安全確保

(1) 不特定多数の人々が出入りする特殊建築物（建築基準法第12条第1項）及び建築設備（同法同条第3項）については、建築基準法に基づく定期報告の時期に防災上必要な指導を行う。

「特殊建築物」 劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物

「建築設備」 換気設備（中央管理方式の空調設備に限る。）、排煙設備（排煙機を有する排煙設備に限る。）、非常用の照明設備（蓄電池別置型、自家発電機型及び両者併用型に限る。)

(2) 消火設備、避雷設備等の防災設備を設置又は改修するとともに、警備体制の充実を図る。

(3) 管理者などに対し、防火管理体制の確立を指導するとともに、防火研修会、講演会等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導し、自主防火管理体制を強化する。

(4) 定期的あるいは随時に立入検査を実施し、防災に関する指導を行う。

(5) 落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等、工事現場の危害防止について防災関係機関の指導により安全確保を図る。

(6) 震動によって落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、防災関係機関との連携の下に、設置者に対して改善措置を講ずるよう指導を行う。

(7) 地下施設の管理者に対し、浸水による地下室の危険性について周知するとともに、避難誘導体制の整備等について指導を行う。

(8) 防水扉及び防水板の整備など建物や地下街等を浸水被害から守るため、関係者に対する指

導を行う。また、地下街等の管理者は、浸水被害を防止するため土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努める。

3 住宅の不燃化促進

(1) 公営住宅の不燃化促進

ア 公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。

イ 周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。

(2) 民間住宅の不燃化促進

市街地における住宅の不燃化や防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

第6 文化財の災害予防対策

1 文化財保護思想の普及

文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間、文化財防火デー等の行事を通じ、市民の防火防災意識の高揚を図る。

2 防災施設等の整備

文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

(1) 建造物

指定建造物は木造が多いため、火災等の災害から指定建造物を守ることは文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて自動火災報知設備、消火栓等の設置を促進する。

(2) 美術工芸品、考古資料及び有形民俗文化財

指定文化財については、収蔵施設の設置が進んでいるが、搬出不可能な文化財に対して耐火耐震構造の収蔵施設の設置計画を策定するとともに、自動火災報知設備等を整備する。

(3) 史跡及び天然記念物

史跡及び天然記念物は、その物件により災害発生状況も異なるので、その地域に合わせて災害予防の措置を講ずる。

3 文化財防災組織の編成、訓練等

(1) 文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行う。

(2) 災害時における文化財の搬出に万全を期するため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに搬出計画を定める。

ア 文化財の性質及び保全の知識を有する搬出責任者を定める。

イ 文化財の避難場所を定める。

ウ 搬出用具を準備する。

第9節 交通施設安全計画

第1 基本方針

災害による道路施設及び鉄道施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、防災施設及び災害対策用資機材の整備等を図る。

また、災害発生時に消火、救助・救急、医療及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

第2 道路施設

1 道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路の整備を促進する。

- (1) 道路法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面及び盛土欠落危険調査を実施する。
- (2) 上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

【資料編2-9-1 道路施設の現況】

2 トンネルの整備

災害時におけるトンネルの交通機能を確保するため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定して、トンネルの整備を促進する。

- (1) トンネル安全点検調査を実施し、補強対策工事の必要箇所を指定する。
- (2) 上記調査に基づき、補強対策工事が必要と指定された箇所について、トンネルの補強工事を実施する。

【資料編2-9-2 トンネル一覧表】

3 障害物除去用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車等の障害物除去用資機材の整備に努める。

【資料編2-9-3 障害物除去機械一覧表】

第3 鉄道施設

1 鉄道施設の整備

橋りょう、木工造物等の線路建造物並びに電気及び建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進する。

2 防災業務施設及び設備の整備

- (1) 気象予報・警報等の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備する。

(2) 大規模な災害が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置等の無線系通信設備を配備するなど、通信施設の整備充実を図る。

3 復旧体制の整備

災害発生後の早期復旧を図るため、次の体制を整備する。

- (1) 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- (2) 復旧用資機材の配置及び整備体制
- (3) 列車及び旅客等の取扱方法の事前広報体制
- (4) 消防及び救護体制

第4 緊急輸送体制の整備

陸上輸送、航空輸送、水上輸送等、緊急時に確保可能な輸送手段を把握するとともに、平常時から災害時に備えて防災関係機関、民間団体等との協力体制の推進に努める。

1 陸上輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送路の選定や効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。

(1) 緊急輸送道路の選定

ア 県選定の緊急輸送道路

(ア) 1次路線

(イ) 2次路線

イ 地域輸送路の選定

防災関係機関と協議の上、広域輸送路と災害時用飛行場外離着陸場、備蓄場所、緊急医療機関等を連絡する輸送路の選定に努める。

(2) 緊急通行車両の事前届出

市所有の車両については、警察に緊急通行車両の事前届出手続を行う。

(3) 備品等の整備

カラーコーン、通行禁止等の看板等、必要な備品の整備に努める。

(4) 道路障害物除去対策の検討

ア 障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法の検討を推進する。

イ 防災関係機関や道路管理者と、災害時のための対処方法の協議に努める。

ウ 建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進するなど、災害時の協力体制の確立に努める。

2 航空輸送体制の整備

県等の防災関係機関の協力による災害時の救出・救助活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用ヘリポートの整備や飛行場外離着陸場の選定に努める。

3 交通混乱の防止対策

(1) 災害時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急輸送路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時

の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

(2) 災害時避難のあり方の周知徹底

災害時の避難に当たり、水害、火山災害など災害に応じて車両を使用してはならない旨の周知を徹底する。

(3) 交通規制・管制体制の整備

交通安全施設の整備など県公安委員会及び警察が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。

4 公共交通機関の確保

災害発生時においても安全で円滑な交通手段を確保するため、平常時から体制が整備されるよう、各公共交通機関に要請する。

(1) 鉄道事業者

災害発生時における乗客の避難、災害発生直後の被害状況及び安全点検を行うための人材の確保、応急復旧のための資機材が確保されるよう、鉄道事業者に要請する。

(2) バス事業者

災害時においても可能な限り運行が確保されるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図るよう、バス事業者に要請する。

第10節 ライフライン施設等安全計画

第1 基本方針

災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、防災施設・設備、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

電気事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設の整備

(1) 水害対策

発電設備	ア 過去の災害及び被害の状況、河床上昇等を考慮した水位予想に各発電所の特異性を考慮し、防水壁、排水ポンプの設置、機器の嵩上げ、通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。 イ 特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所の点検及び整備を実施する。 （ア）ダム、取水口の諸設備、調整池及び貯水池の上・下流護岸 （イ）導水路と溪流との交叉地点及びその周辺地形との関係 （ウ）護岸、水制工、山留壁及び水位計	
送電設備	架空電線路	土砂崩れ、洗堀などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁強化等を実施する。
	地中電線路	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変電設備	浸冠水のおそれのある箇所は、浸水想定高に応じて屋外機器操作函等への防水対策や周囲柵の嵩上げと正門の防水対策による浸水対策（又は減災対策）を計画、実施する。	

(2) 風害対策

各設備共通	ア 計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮する。 イ 既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。
-------	---

(3) 雪害対策

水力発電・変電設備	雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、機器架台のかさ上げ、融雪装置（ヒーター）の取付け、設備の隠蔽化等を実施する。
-----------	---

送電設備	<p>ア 鉄塔にオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置の耐張型化又は必要な箇所の電線に難着雪化を行う。</p> <p>イ 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。</p>
配電設備	<p>ア 縁まわし線の支持がいしの増加、難着雪電線の使用等を行う。</p> <p>イ 降雪前期に、樹木の伐採を行う。</p>

(4) 雷害対策

送電設備	<p>ア 架空地線の設置、避雷装置の取付け、接地抵抗の低減を行う。</p> <p>イ 電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。</p> <p>ウ 気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替を行い、災害の拡大防止に努める。</p>
変電設備	<p>ア 避雷器、気中放電キャップを設置するとともに、架空地線による遮蔽を行う。</p> <p>イ 重要系統の保護継電装置を強化する。</p>
配電設備	<p>襲雷頻度の高い地域においては、断線保護ホーン、耐雷ホーンを取り付け、対処する。</p>

(5) 火山災害対策

ア 土石流及び火山泥流対策

水害対策に準ずる対策を推進する。

イ 降灰対策

雪害対策に準ずる対策を推進する。

ウ 火砕流・火砕サージ・溶岩流対策

火砕流・火砕サージ・溶岩流の火山災害は事故防止できない現象であることから、施設整備等は、必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保を推進する。

2 電気工作物の予防点検等

(1) 電気工作物は、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行う。

(2) 自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(3) 一般公衆に対し、電気安全東北委員会岩手電気協議会等と協力して、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性についての広報に努める。

3 災害対策用資機材の確保等

各設備の必要最小限の資機材の種類及び数量を定め、次の事項に重点を置き、その整備を推進する。

- (1) 所要資機材計画
- (2) 輸送計画（車両、ヘリコプター等）
- (3) 保管施設の整備
- (4) 資機材の調達
- (5) 資機材輸送の調査確認

4 ヘリコプターの活用

- (1) 災害が発生した場合に備え、航空会社との出動協力及び連絡体制を整備する。
- (2) 災害時においては、ヘリコプターの基地を有する電気事業者は、その設備の整備状況を点検するとともに、除雪その他着陸準備を早急に完了して、その旨を災害対策本部に報告する。

5 応急復旧体制の整備

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備及び対策要員の動員体制の整備とともに、優先復旧計画の策定を推進する。
- (2) 災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との連携体制の整備に努める。

6 協力体制の整備

災害時における被害に対し、災害復旧資機材の相互融通等を行い、電気事業本来の責務を遂行できるよう協力体制の整備を推進する。

第3 ガス施設

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、防災施設及び災害対策用資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱い方法等の周知徹底を図る。

1 施設の整備

(1) 都市ガス施設

供給施設	<p>ア 「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき、設計する。</p> <p>イ ガスホルダー及びガス導管は、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置する。</p> <p>ウ ガス導管材料は、高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料、継手、構造等を採用する。</p> <p>エ 二次災害を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、中圧導管の緊急減圧措置を行う。</p> <p>オ 集中監視システムの普及・導入を行う。</p>
安全器具	災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を促進する。

(2) LPガス施設

貯蔵所	二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	火気との距離を確保するとともに、雪害等を考慮して設定する。

容器	容器の転落及び転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
安全器具	ア 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を推進する。 イ 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を推進する。 ウ ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

2 災害対策用資機材の確保等

災害時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

3 防災広報活動

災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から需要家に対して次の事項の周知徹底を図るとともに、周知内容の多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）を図る。

- (1) ガス栓の閉止など、地震が発生した場合のガス器具に対してとるべき措置
- (2) ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

4 協力体制の整備

「非常事態における応援要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力が得られる体制づくりを推進する。

第4 上水道施設

水道事業者は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、防災施設及び災害対策用資機材の整備等を図る。

1 施設の整備

- (1) 浄水施設等は、被災時の停電を考慮して、必要な自家発電設備の整備を図る。
- (2) 送・配水幹線は、耐震継手、伸縮継手など耐震性の高い構造及び材質とするほか、配水系統間の相互連絡を行う。
- (3) 配水管は、管路の耐震化を進め、断水範囲の局所化及び迅速な断水解消を可能とする配水区域のブロック化による災害に強い管網を構築する。
- (4) 既設管は、漏水箇所の早期発見及び早期修繕を継続すると共に破損及び老朽度を考慮し、管路の耐震化と併せて計画的に更新を行う。特に、医療機関や要援護者収容施設等の重要給水施設への供給ルートについては、優先的に耐震管への布設替えを実施する。
- (5) 火山災害の対応として、水源については、取水口上流等の周辺の状況を把握し、火山災害の原水水質の安全が確保できるかを確認し、他浄水場の増量運転など応援体制の確立を図る。

2 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
- (2) 上下水道局災害対策マニュアルの整備及び管路図の整備等を実施し、定期的な見直しを行

う。

3 給水体制の整備

水道事業者は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（1人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄等の整備を図る。また、応急復旧資機材の調達など確保体制の整備に努める。

4 協力体制の整備

- (1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係事業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- (2) 災害時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示及び支援を実施するため、県と協力して県間等の応援協定及び公益社団法人日本水道協会等を利用した広域応援体制を確保する。

第5 下水道施設

下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、防災施設及び防災対策用資機材の整備等を図る。

1 施設の整備

下水管渠	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため、構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。 (2) マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修及び交換を行う。 (3) 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。
ポンプ場、 終末処理場	<ul style="list-style-type: none"> (1) ポンプ場及び終末処理場は、非常用発電設備を整備する。 (2) 新たなポンプ場及び処理場の建設は、耐震性の確保のため、構造面での耐震化を図る。 (3) 既設のポンプ場及び処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。

【資料編2-10-1 下水道施設の現況及び整備計画】

2 下水道体制の整備

下水道施設の管理者は、災害時に対応ができるよう、下水管渠及び応急復旧用資機材の備蓄等の整備を図る。

- (1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
- (2) 応急復旧マニュアルの整備及び施設管理図書等の整備を推進する。
- (3) 災害によって被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧資機材等の備蓄を推進するとともに、保有資機材の整備点検に努める。
- (4) 応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。
- (5) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。

- (6) 県と協力して広域的な支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等と相互支援体制づくりを推進する。

第6 通信施設

1 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、防災施設及び災害対策用資機材の整備等を図る。

(1) 施設の整備

ア 電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

(ア) 大雨、洪水等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐水構造化を促進する。

(イ) 暴風又は大雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐風又は耐雪構造化を促進する。

(ウ) 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を促進する。

イ 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網を整備する。

(ア) 主要な伝送路は、多ルート構成又はループ構成とする。

(イ) 主要な中継交換機は、分散配置する。

(ウ) 主要な電気通信設備は、必要な予備電源を設置する。

(エ) 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。

(2) 重要通信の確保

ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ 常時、そ通状況を常時管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ 災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラフィックコントロールを行い、電気通信のそ通を図る。

(3) 災害対策用機器及び車両の配備

保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。

ア 非常用衛星通信装置

イ 可搬型衛星地球局

ウ 可搬型無線機

エ 移動基地局及び臨時基地局

オ 移動電源車及び可搬型発電機

カ 応急ケーブル

キ 電気通信設備等の防災用機材（消火器、土のう等）

(4) 災害対策用資機材の確保等

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。

(5) 電気通信設備の点検調査

電気通信設備は、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未

然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別巡視）を行い、不具合の早期発見及びその改修に努める。

(6) 協力体制の整備

グループ会社及び工事会社と協調するとともに、商用電源、発電用燃料、冷却水等の確保及び緊急輸送等の協力体制づくりに努める。

2 放送施設

放送局は、災害時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設・設備の整備拡充を図るとともに、災害応急対策及び災害復旧に必要な資機材の整備を図る。

(1) 施設の整備

ア 放送設備のうち、特に放送主系統施設、受配電設備、非常用発電設備等の防火防災対策を実施する。

イ 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。

ウ 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。

エ 建物、構築物、放送設備等の防災性について、定期的に自主点検を実施する。

(2) 放送継続体制の整備

災害により、放送機、中継回線、スタジオ等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設など、放送を継続できる体制の整備を図る。

(3) 防災資機材の整備

災害応急対策及び災害復旧に必要な資機材の整備及び備蓄を図る。

第11節 生活関連物資等の確保計画

第1 基本方針

災害発生後から、飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災した市民に対して必要な物資を供給するため、その確保体制の整備をする。

第2 備蓄の種類

備蓄の種類については、次のとおりである。

- (1) 災害に備え、市、事業所、市民が主体となり備蓄する物資（備蓄物資）
- (2) 災害発生時、市に対して市外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資で、調達費用等の対価が生じないもの（義援物資）
- (3) 市が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要量調達する物資で、協定の内容により異なるが、基本的には調達費用等の対価が生じるもの（流通在庫備蓄）
- (4) 国が、市からの具体的な要望を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する仕組み（プッシュ型支援）

第3 飲料水の確保

1 応急給水拠点等の整備・充実

災害時において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水を確保できるよう、市民の協力を得ながら、普段から非常用飲料水の備蓄に心がけるよう促す。

- (1) 給水タンク車による応急給水体制の整備を図る。
- (2) 被災の状況に応じて市内各所の避難場所等の給水拠点及び消火栓を活用した応急給水を実施する体制の整備を図る。

2 応急給水用資機材の整備

揚水型給水タンク車、給水タンク、仮設給水栓、非常用飲料水ポリ袋等の応急給水用資機材の整備・充実を図る。

第4 食料及び生活必需品の確保

1 備蓄

食料、毛布、その他必要な物資の備蓄に努め、備蓄に当たっては、高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有するもの、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮する。

- (1) 重要物資の備蓄
 - ア アルファ米
 - イ 毛布
 - ウ 紙おむつ
 - エ 生理用品
 - オ その他必要な物資

- (2) その他用品の確保
 - ア 精米、即席めんなどの主食
 - イ 野菜、漬物、菓子類などの副食
 - ウ 被服（肌着等）
 - エ 炊事用具・食器類（鍋、炊飯用具等）
 - オ 光熱用品（LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
 - カ 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
 - キ 医薬品等（常備薬、救急セット）
 - ク 要配慮者等介護機器、補装具、日常生活用具等（車椅子、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）
 - ケ 新聞
 - コ 衛生用品（マスク、消毒液等）

2 緊急調達体制の整備

- (1) 他の市町村との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。
- (2) 災害時における食料、生活必需品等を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため、民間業者と調達に関する協定を締結し、緊急時の物資調達に万全を期する。
- (3) 物資集積拠点をあらかじめ定め、集積拠点における在庫管理、各避難所への輸送、配布を行う体制を整備する。

【資料編2-5-6 災害時における必要な物資の賃貸借に関する協定（株式会社レンタルのニッケン）】

【資料編2-5-7 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定（イオン）】

【資料編2-5-8 災害時における防災活動の協力に関する協定（イオンスーパーセンター株式会社）】

【資料編2-5-9 災害時における物資の賃貸借に関する協定（東北シート工業株式会社）】

【資料編2-5-10 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）】

【資料編2-5-11 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）】

【資料編2-5-12 災害時における量の提供に関する協定書（「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会）】

【資料編2-5-13 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（株式会社ダスキン盛岡）】

【資料編2-11-1 災害時における生活物資の確保及び供給に関する協定（盛岡卸センター）】

【資料編2-11-2 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定（岩手県高圧ガス保安協会）】

【資料編3-6-5 災害時における応急対策用燃料等の調達に関する協定書（岩手県石油商業協同組合）】

【資料編3-19-8 盛岡広域圏における備蓄物資の相互融通に関する覚書】

【資料編3-19-9 地方創生に関する包括連携協定書（大塚製薬株式会社）】

第5 備蓄管理体制の整備

- 1 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあっては、性別、性的マイノリティ（LGBTQ等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者、乳幼児及び妊産婦等（要配慮者）の多様なニーズに配慮する。
- 2 災害が発生した場合、迅速に使用できるよう、備蓄品を避難場所等に分散して備蓄する。
- 3 随時備蓄品の点検・整備を行い、耐用年数、賞味期限等あるものは、随時入替えを行うなど、

備蓄品の適切な管理に努める。

第6 市民等における備蓄の推進

1 市民の役割

- (1) 市民は食料等の救援が途絶した状況にも対応できるよう、家族構成を考慮して、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を非常時に持ち出しできる状態で備蓄するよう努める。
- (2) 食料のほか、カセットコンロ等の調理器具及び熱源、停電時でも使用可能な石油ストーブ等の暖房器具及び燃料などの備蓄に努める。
- (3) 避難の際に持ち出しする必要最小限の物品の準備を行うよう努める。

2 事業所の役割

- (1) 事業所等は、災害発生に備えて、従業員やその家族、地域住民を考慮しながら、食料、飲料水等の3日分程度の備蓄に努める。
- (2) 病院、社会福祉施設等は入院患者、入居者及び職員等が必要とする3日分程度の物資の備蓄に努める。

3 市の役割

市は、市民等が自発的に食料、飲料水、生活用品等の備蓄に取り組むよう、啓発に努める。

第12節 危険物施設等安全計画

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の強化を図る。

第2 石油类等危険物

1 保安教育の実施

危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 指導の強化

消防機関は、危険物施設に対し、次の事項を重点として立入検査等を実施する。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理の指導
- (3) 施設・設備等の耐震化の指導
- (4) 危険物施設の所有者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

(1) 沈下測定の実施

危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

(2) 不等沈下の著しいタンクの措置

ア 消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保安検査を実施する。

イ 消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な改修を行わせるとともに、タンクの基礎の改修により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

(3) 敷地外流出防止措置

消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外への流出による二次災害を防止するため、危険物施設の所有者等に対し、土のう等の流出油防除資機材の整備など、必要な措置を講じるよう指導する。

4 事業所の防災組織の強化

事業所における防災組織の結成を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

5 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物に対応するため、化学消防力の強化に努める。また、事業所に対しても必要な資機材の整備及び備蓄について指導・助言を行う。

【資料編2-12-1 化学消火薬剤備蓄一覧表】

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

保管施設責任者は、高圧ガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制等の強化を図る。

1 保安意識の高揚

- (1) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第 204号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第 149号）、火薬類取締法（昭和25年法律第 149号）等の関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習、保安推進パトロール等を実施する。
- (2) 高圧ガス及び火薬類の取扱者、従事者等に対する技術講習を実施する。
- (3) 危害予防週間を設け、保安意識の高揚に努める。

2 自主保安体制の整備

- (1) 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安の確保に万全を期する。
- (2) 定期的な自主検査の完全実施及び責任体制の確立を図る。
- (3) 災害発生時の自主防災対策を策定する。

第4 毒物・劇物災害予防対策

保管施設責任者は、毒物・劇物による保安衛生上の危害を防止するため、毒物・劇物営業者及び毒物・劇物の取扱者に対して、次の指導を行い、災害予防対策を講じる。

区分	内容
毒物・劇物営業者	営業施設の位置、構造及び設備の技術上の基準への適合
毒物・劇物の貯蔵タンクを有する施設	屋外タンク、屋内タンク及び地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準への適合

第5 放射線災害予防対策

防災関係機関及び放射性同位元素の届出、許可等使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育訓練及び防護資機材の整備など、災害予防対策を推進するとともに、放射性物質の輸送に対しての安全確保に努める。

1 市内保有施設（医療機関、研究施設等）の防災対策

県をはじめとする防災関係機関と協力して、放射性同位元素に係る施設の設置者等による、施設の耐震・不燃化対策を図るとともに、放射線防災に関する知識の普及など各種予防対策を促進する。

2 放射性物質輸送安全対策

市内の幹線道路を経由して行われる放射性物質の輸送については、防災関係機関等と密接な連携を図り、輸送のコース・日程の正確な把握など、安全の確保に努める。

第13節 風水害予防計画

第1 基本方針

- 1 洪水等による水害を予防するため、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、河川改修事業を計画的に実施し、情報収集体制及び避難体制等の整備を図る。
- 2 市その他の防災関係機関は、風水害対策やその知識の普及啓発を図る。
- 3 市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 風水害に強いまちづくり

- 1 豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。
- 2 豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。
- 3 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。
- 4 溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努める。

第3 河川改修事業

準用河川改修、普通河川改修及び都市基盤河川改修の事業を推進するとともに、緊急度が高く防災効果の大きい河川の改修を実施する。

【資料編2-13-1 準用河川改修事業一覧表】

【資料編2-13-2 普通河川改修事業一覧表】

【資料編2-13-3 都市基盤河川改修事業一覧表】

【資料編2-13-4 国、県管理の河川改修事業一覧表】

【資料編1-7-1 洪水浸水想定区域図】

1 水害の防止

- (1) 国及び県に協力して、北上川水系、雫石川水系、中津川水系等の全体計画に基づいた改修整備を促進し、都市化による雨水流出量の増大に対処する。
- (2) 市内河川の河道改修を促進するとともに、流域での保水・遊水機能を向上するため、保水機能を有する農地の潰廃等を抑制する。
- (3) 市が管理する用排水路等の改修については、公共下水道との整合を図りながら推進する。
- (4) 降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管渠能力の向上と雨水ポンプ能力の増強に努めるとともに、河川への集中的な流出を抑制するため、雨水の貯留・浸透方式の改善を推進する。
- (5) 雨期前には、水路の重点箇所の点検並びに幹線水路のしゅんせつ及び清掃を実施する。

2 水防施設等の点検・整備

(1) 河川施設等の点検・整備

河川等管理者は、水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため、施設の点検・整備を行う。また、平常時から主要堤防の法面等の巡視・点検を行い、予防対策を検討する。

(2) 雨量計・量水標の点検・整備

河川等管理者は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

(3) 水路施設の整備

市は、用排水路の改修整備事業の実施を図るとともに、水利組合及び土地改良区等の協力を得て、平常時から危険箇所の把握に努める。

3 水防倉庫・資機材の点検・整備

水防管理者は、応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理及び資機材の調達等を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

第4 情報収集体制等の整備

市及び防災関係機関は、水害に関する必要な情報を迅速かつ的確に地域住民等に伝達するため、情報収集体制及び伝達体制の整備を図る。

第5 避難体制の整備

- 1 洪水等による水害に対処するため、被害の実態に即応した避難場所等の整備を図る。
- 2 人命の安全を第一とし、時間的余裕をもって避難情報の発令を行うことができるよう、その伝達体制の整備を図る。
- 3 高齢者、障がい者など、自力で避難することが困難な者の避難を考慮して、防災関係機関等の協力を得ながら、避難誘導體制の整備を図る。

第6 施設の管理

洪水等による被害を軽減するため、河川等に設置された水門、樋門及び樋管については、施設

ごとの責任者を定めるなど、有事に即応した適切な措置が講じられるよう、管理体制を整備する。

第7 浸水想定区域の周知

- 1 市は、洪水予報河川又は水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者へ周知する。
- 2 市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市計画において、その区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路等に関する事項、避難訓練に関する事項その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定める。
- 3 市は、市計画において、浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると認められるものを含む。））で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があるもの、要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設）の所有者若しくは管理者から申し出があった施設で、洪水時に浸水の防止を図る必要があるものにあつては、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定める。
- 4 市長は、市計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講ずる。
- 5 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認めるときは、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。
- 6 水防法第14条に基づく洪水浸水想定区域が指定されている河川は、次のとおりである。

(1) 国管理河川

水系・河川名	指定公表年月日	備考
北上川水系 北上川	平成14年6月28日	東北地方整備局告示第78号
	平成28年6月30日	東北地方整備局告示第160号
北上川水系 雫石川	平成17年12月27日	東北地方整備局告示第133号
	平成26年10月9日	東北地方整備局告示第143号
	平成28年6月30日	東北地方整備局告示第160号
北上川水系 中津川	平成17年12月27日	東北地方整備局告示第133号
	平成28年6月30日	東北地方整備局告示第160号

(2) 県管理河川

水系・河川名	指定公表年月日	備考
北上川水系 北上川	平成30年6月15日	岩手県告示第487号
北上川水系 松川	平成30年6月15日	岩手県告示第488号
北上川水系 築川	平成30年6月15日	岩手県告示第489号
北上川水系 諸葛川	令和4年3月22日	岩手県告示第161号
北上川水系 芋沢川	令和4年3月22日	岩手県告示第162号
北上川水系 木賊川	令和4年3月22日	岩手県告示第162号

- 7 水防法第15条に規定される浸水区域内の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止をする必要があると認められる地下街等、要配慮者利用施設及び大規模な工場その他の施設は「資料編2-13-5 水防法第15条に基づく浸水想定区域内の施設一覧表」のとおりとする。また、洪水時の避難場所は「資料編2-5-1 指定緊急避難場所一覧表」のとおりとする。

【資料編2-5-1 指定緊急避難場所一覧表】

【資料編2-13-5 水防法第15条に基づく浸水想定区域内の施設一覧表】

第8 風害予防の普及啓発

市その他の防災関係機関は、暴風や竜巻等突風による災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

第9 関係者間の密接な連携体制の構築

- 1 水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、北上川上流大規模氾濫減災協議会、北上川水系（北上川上流）流域治水協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。
- 2 市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第14節 雪害予防計画

第1 基本方針

大雪、雪崩等による災害を防止し、市民生活の安全と産業経済等の機能を確保するため、雪害対策を推進する。

第2 雪崩防止対策

1 雪崩危険箇所の調査及び周知

各実施機関は、適期に雪崩の発生が予測される危険箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法により、関係者に対して適切な周知を行う。

実施機関	調査対象
市	(1) 地域内の一般住宅に危険を及ぼすもの (2) 市道や農林道に危険を及ぼすもの
盛岡広域振興局土木部	所管する国道及び県道に危険を及ぼすもの
警察署	各機関と協力し、主として人命に危険を及ぼすもの
岩手河川国道事務所	所管する国道に危険を及ぼすもの
盛岡労働基準監督署	事業所における寄宿舍等の施設及び作業場に危険を及ぼすもの
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	鉄道に危険を及ぼすもの
I G Rいわて銀河鉄道(株)	

【資料編2-14-1 東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社雪崩等重点警備箇所一覧表】

2 雪崩危険箇所の整備

雪崩災害を未然に防止するため、雪崩防止柵、スノーシェッド等の整備に努める。

第3 道路交通の確保

1 除雪対策

(1) 各実施機関は、次の区分により除排雪を行い、交通を確保する。

- ア 国道 「国土交通省東北地方整備局道路の維持管理計画」によるものとする。
- イ 県道 「岩手県県土整備部冬期道路確保(除雪)実施要領」によるものとする。
- ウ 市道 毎年度定める「盛岡市道除排雪計画」及び同実施要領によるものとする。
- エ 農林道 毎年度定める「盛岡市農林道除雪計画」によるものとする。

(2) 各実施機関は、除雪用機械を整備するとともに、除雪要員の確保等を図る。

【資料編2-14-2 除雪機械一覧表】

(3) 道路管理者は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪(以下、本節中「集中的な大雪」という。) 時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留

車両の排出を目的とした転回路の確保等を行うよう努める。

- (4) 道路管理者は、集中的な大雪に対して道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。
- (5) 市は、建設業者における熟練したオペレータの高齢化や減少等、除雪体制確保の課題に対応するため、除排雪の契約方式の検討を行うなど、地域の建設業者の健全な存続に努める。
- (6) 道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努める。
- (7) 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定する。
- (8) 道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努める。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努める。
- (9) 道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。
- (10) 道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制の予告発表をする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。
- (11) 市は、地域住民からなる地域コミュニティによる道路除雪の促進を図る。
- (12) 道路管理者及び関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うことができるよう、支援体制の構築に努める。

2 凍雪害防止対策

- (1) 冬期の安全かつ円滑な交通を確保するため、スノーシェッド、雪崩防止柵、堆雪帯等の施設を整備するとともに、歩道及び車道の融雪施設の整備を促進する。
- (2) 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期の除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。

第4 鉄道交通の確保

- 1 東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社、日本貨物鉄道株式会社盛岡支店及びIGRいわて銀河鉄道株式会社は、次の事項について対策を講じる。
 - (1) 越冬設備
 - (2) 雪害時の輸送対策
 - (3) 排雪列車のダイヤ設定
 - (4) 排雪列車の運転手配

(5) 雪掻車の配置運用

2 降雪前に、鉄道除雪協力班を編成するなど、防災関係機関との協力体制を整備する。

第5 医療の確保

市は、次の方法により県が編成する医療班と連携し、豪雪時における地域住民の医療を確保する。

1 救急医療

救急患者の受入れ・治療を目的とする救急医療班を編成し、待機させる。

2 通常医療

無医地区のうち、特に医療に恵まれない地域については、巡回医療班を派遣し、患者の早期発見早期治療に当たり、必要な場合は医薬品の配置を行う。

【資料編2-14-3 救急医療班及び巡回医療班一覧表】

第6 雪害予防の普及啓発

県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。

第15節 土砂災害予防計画

第1 基本方針

土砂災害による被害を防止するため、情報収集体制及び避難体制等の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為の制限や住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。

第2 情報収集体制の整備

- 1 市及び防災関係機関は、土砂災害に関する必要な情報を迅速かつ的確に地域住民等に伝達するため、情報収集体制及び伝達体制の整備を図る。
- 2 地域住民に対し、危険箇所の周知徹底を図るとともに、防災意識の高揚を図る。
- 3 危険地区の情報の早期把握に努める。
- 4 地域住民に気象予報・警報（大雨、洪水）の周知徹底を図るとともに、土砂災害危険箇所の警戒巡視を行い、災害の未然防止に努める。
- 5 市は、警報の伝達、避難等の措置がとれる警戒避難体制を整備し、土砂災害の未然防止に努める。
- 6 市は、土砂災害警戒区域内において、防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、施設の名称及び所在地を把握するとともに、土砂災害に関する必要な情報を迅速かつ適切に伝達するよう努める。

【資料編2-15-1 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表】

【資料編2-15-2 土石流危険渓流区域一覧表】

【資料編2-15-3 地すべり危険箇所一覧表】

【資料編2-15-5 土砂災害警戒区域一覧表】

【資料編2-15-6 山地災害危険箇所一覧表】

【資料編2-15-9 土砂災害（特別）警戒区域内要配慮者利用施設一覧】

第3 土砂災害予防措置

1 地権者等に対する防災措置の指導

土砂災害危険箇所の地権者等に対して、防災措置の積極的な指導を行うとともに、災害が発生するおそれのある場合には、近隣の居住者に対して予め注意を喚起する。

2 急傾斜地崩壊防止対策の推進

急傾斜地崩壊危険区域における崩壊防止対策を促進するとともに、相当数の居住者の危険が予想される急傾斜地崩壊危険箇所については、地域住民の協力を得ながら急傾斜地崩壊危険区域としての指定を受け、崩壊防止工事の実施を促進する。

第4 避難体制の整備

- 1 集中豪雨等による土砂災害に対応するため、被害実態に即応した避難場所等の整備を図る。
- 2 人命の安全を第一とし、時間的余裕をもって避難情報の発令を行うことができるよう、その伝達体制の整備を図る。
- 3 高齢者、障がい者など、自力で避難することが困難な者の避難を考慮して、防災関係機関等の協力を得ながら、避難誘導體制の整備を図る。

第5 宅地防災対策

- 1 市は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定を行い、盛土等に伴う災害を防止する。

【資料編2-15-4 宅地造成工事規制区域図】

- 2 市は、がけ崩れ等による災害発生のおそれがある地区において、関係住民と協力して、がけ地近接等危険住宅移転事業を推進する。

第6 各種データの保存

市及び防災関係機関は、治山施設等の所管施設が被災した際に、円滑な応急復旧、又は改良復旧等が施行できるよう、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料の整備及び複製の別途保存に努める。

第7 土砂災害防止対策の推進

- 1 県及び市は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。
- 2 県は、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定等のための基礎調査を行い、遅滞なく、基礎調査結果を公表するとともに、市長の意見を聞き、その区域を指定する。
- 3 県及び市は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為の制限、建築物の構造の制限に関する所要の措置等を実施する。
- 4 地方公共団体は、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。
- 5 市は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市計画に、当該警戒区域ごとに次の事項について定める。
 - (1) 警戒区域ごとの土砂災害に係る情報の積極的な収集に努めるとともに、予報又は警報の発表及び伝達は、別に定める気象予報・警報等の伝達計画に準じて行う。
 - (2) 土砂災害ハザードマップを順次作成し、住民への配付を行う。

- (3) 土砂災害に係る避難訓練の実施計画を策定し、年に一度、訓練を行う。
 - (4) 警戒区域内において、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主に防災上の配慮を要する者が利用する施設であり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合は、施設の名称及び所在地を記載した一覧を作成し、公表する。
 - (5) 救助については、別に定める避難・救出計画に準じて行う。
 - (6) その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を整備する。
- 6 市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

第8 土砂災害警戒情報の発表

1 目的及び発表機関

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、岩手県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当

2 発表・解除基準

(1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が1kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2) 解除基準

解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合には、県と盛岡地方気象台が協議の上で、基準を下回っても解除しない場合がある。

3 情報の伝達体制

(1) 県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第27条（土砂災害警戒情報の提供）の規定により、土砂災害警戒情報を市に伝達するとともに、一般に周知させるための必要な措置を講ずる。

(2) 気象台は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条により大雨警報（土砂災害）を県に通知することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報（土砂災害）を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

(3) 伝達先及び系統図については、別図1－2土砂災害警戒情報伝達系統図（第3章第2節）に示すとおりである。

4 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

(1) 避難情報の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状

況や気象状況、県の補足情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断する。

- (2) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。
- (3) 土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害等については発表対象とするものではないことに留意する。
- (4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合は、警戒レベル5緊急安全確保の発令を検討する。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において「災害切迫(黒)」(実況で大雨特別警報(土砂災害)の基準に到達)のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。

5 避難情報発令のための情報提供

県は、補足情報として、危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報を総合防災情報ネットワークにより市に提供する。県民には、県ホームページで提供する。

(土砂災害危険度情報)

危険度	表示	状況
極めて危険	濃い紫	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達
非常に危険 【警戒レベル4相当】	薄い紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の判断が必要な状況)
警戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想 (高齢者等避難の検討が必要な状況)
注意 【警戒レベル2相当】	黄	2時間先までに注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に留意	白	—

※ 警戒避難判定参考情報として、危険度を1kmメッシュごとに色分けした地図情報が県から市に提供される。

※ 「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

第9 土砂災害緊急情報の発表

1 目的

県及び国土交通省は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を市に通知し、あわせて一般住民に周知

し、適切な避難に資するものとする。

2 緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を調査し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするために実施する。

(重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関)

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査実施機関
項目	内容	
河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	<ul style="list-style-type: none"> 河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合 	国土交通省
河道閉塞による湛水	<ul style="list-style-type: none"> 河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合 	国土交通省
火山噴火に起因する土石流	<ul style="list-style-type: none"> 河川勾配が10度以上である区域のおおむね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合 	国土交通省
地すべり	<ul style="list-style-type: none"> 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合 	県

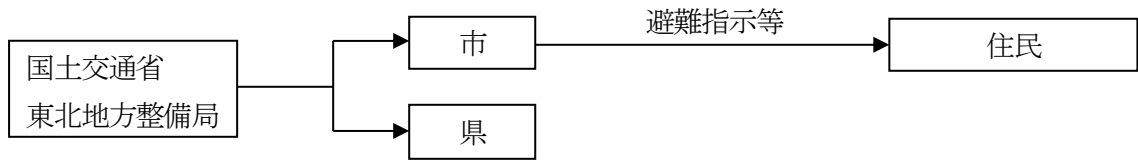
3 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、災害対策基本法第60条第1項に規定する避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報(土砂災害緊急情報)について、県にあっては市に、国土交通省にあっては県及び市に通知するとともに、報道機関を通じ、及びホームページへの掲載等により一般周知する。

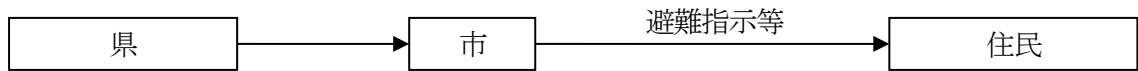
4 情報の伝達体制

情報の伝達は、次の系統図により行う。

【国土交通省が緊急調査を行う場合の伝達系統図】



【県が緊急調査を行う場合の伝達系統図】

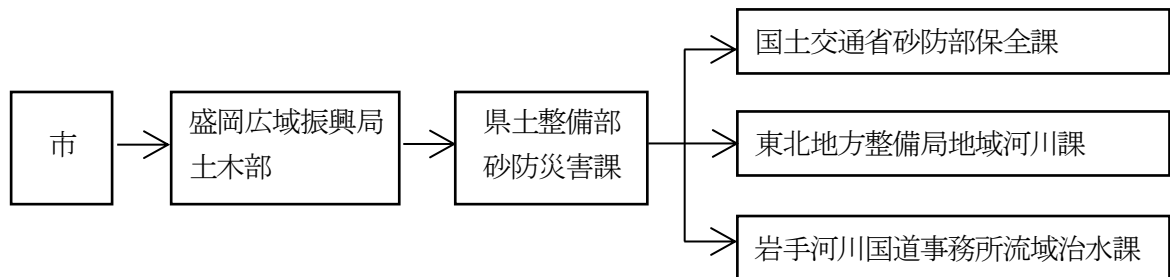


第10 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

県及び市は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式により報告系統のとおり報告する。

【資料編2-15-8 災害（地すべり・土石流等・がけ崩れ・雪崩）報告様式】

【土砂災害発生時における報告系統】



第16節 火山災害予防計画

第1 基本方針

- 1 火山現象による被害を軽減するため、観測体制、情報収集体制、避難体制の整備・開発行為の制限等を図るとともに、地域住民等に対する防災知識の普及を図る。
- 2 火山災害は、噴火に伴い発生する現象が多岐にわたり長期化するおそれがあるほか、被害が複数の市町村に及ぶ等、その影響が多方面にわたることから、行政機関、防災関係機関、学識者においては、県及び市町村が共同で設置する火山防災協議会の検討を通じて、役割分担を明確にした上で、互いに連携し、火山防災対策を進める。
特に、火山災害の特殊性に鑑み、学識者等専門家との緊密な連携を図るものとする。
- 3 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定により、市計画に定めるべきとされた事項については、火山防災協議会の意見を踏まえて規定することとする。

第2 観測体制の整備

- 1 仙台管区气象台は、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山及び八幡平の4火山を対象に、計画的に機動観測を実施する。
- 2 気象庁では、火山活動の活発化等により活動状況をより詳細に把握する必要がある場合に、臨時の機動観測を実施する。
- 3 気象庁は、機動観測を実施するために必要な機器等の整備・充実に努める。
- 4 仙台管区气象台、盛岡地方气象台、県及び市は、火山の異常現象等を早期に把握し、適切な防災対策が実施できるよう、大学等の研究機関との連携を図りながら、調査、観測体制の強化に努める
- 5 仙台管区气象台は、気象状態の現況を把握し、市の大気汚染防止活動に協力する。
- 6 火山灰調査体制の整備
火山灰の組成や降灰量に関する調査・分析は、火山活動のモニタリングやその後の噴火形態を予測する上での貴重なデータとなる。
山体が目視できない場合には、周辺地域への降灰状況から、噴火形態や山体への火山灰のたい積状況等を推測することが必要となる。
このため、市及び防災関係機関は、火山周辺における降灰状況や火山灰の調査・分析等に関する体制を整備する。
市及び防災関係機関は、火山周辺の降灰状況について、迅速な調査体制を整備する。

第3 情報収集・伝達体制の整備

- 1 仙台管区气象台は、岩手山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異常と認めた場合は、火山に関する予報・警報を発表し、盛岡地方气象台が伝達する。

仙台管区気象台は、岩手山火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、「警戒が必要な範囲」と関係機関・住民等が「とるべき防災対応」を5段階に区分した噴火警戒レベルを付して、噴火警報・噴火予報を発表する。

火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種類	内容
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）又は噴火警報」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報」として発表する。
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。
噴火速報	<p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。</p> <p>なお、噴火速報は以下のような場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 <p>※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>なお、噴火の発生を確認するにあたっては気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p>
火山の状況に関する解説情報	<p>現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>

降灰予報	<p>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</p> <p>(1) 降灰予報（定時） 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。</p> <p>(2) 降灰予報（速報） 噴火が発生した火山^{（備考1）}に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。</p> <p>(3) 降灰予報（詳細） 噴火が発生した火山^{（備考2）}に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。</p>
火山ガス予報	<p>居住地に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、仙台管区気象台が発表する。</p>
火山現象に関する情報等	<p>(1) 火山活動解説資料 写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</p> <p>(2) 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。</p> <p>(3) 噴火に関する火山観測報 噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。</p>

備考1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

備考2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。

岩手山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	融雪型火山泥流また火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している。
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難、住民の避難の準備等が必要	融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある。
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。状況に応じて要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難準備等が必要 住民は通常の生活。	東岩手山の火口から概ね4km以内及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。(登山道は入口から立入規制) 住民は通常の生活	東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。
予報	噴火予報	火口内等に留意)	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等	火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生

※ 火口は東岩手山山頂または西岩手山の大地獄谷から姥倉山付近までの稜線に想定される。

※ 「特別に被害が予想される区域(施設)」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山焼走り国際交流村」を指す。

【資料編2-16-2 岩手山の噴火警戒レベル】

【資料編2-16-3 岩手山の噴火警戒レベル判定基準】

- 2 市及び防災関係機関は、噴火予報・噴火警報・噴火速報・火山情報及び必要な情報を迅速かつ的確に地域住民等に伝達する体制の整備を図る。

【資料編2-16-1 火山情報等の伝達先（玉山地域）一覧表】

- 3 市及び防災関係機関は、火山活動に関する異常現象が発見者から市及び盛岡地方気象台に迅速かつ的確に通報されるよう、あらかじめ地域住民に周知徹底する。

火山活動に関する異常現象

噴火現象	噴火（噴石、溶岩流、火砕流、火砕サージ、土石流、火山泥流等）及びこれに伴う降灰等
噴火以外の異常現象	(1) 火山地域での地震の群発 (2) 火山地域での鳴動の発生 (3) 火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等） (4) 噴気、噴煙の顕著な異常現象（噴気孔、火孔の新生拡大・移動、噴気・噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化） (5) 火山地域での湧泉の顕著な異常変化（湧泉の新生、湧出量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等） (6) 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 (7) 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等）

- 4 市は、噴火予報・噴火警報・噴火速報・火山情報、避難情報を迅速かつ的確に地域住民等に伝達するため、情報伝達や広報を実施する手段の確保に努める。

第4 火山防災協議会活動計画

1 基本方針

- (1) 活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）に指定された県及び関係市町は、共同して火山防災協議会を設置する。
- (2) 県及び関係市町は、火山防災協議会において、警戒避難体制の整備に関する事項について、協議する。
- (3) 県及び関係市町は、火山防災協議会の意見を踏まえ、当該警戒地域ごとに、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。

2 火山防災協議会の組織

- (1) 岩手山に関する警戒地域に指定された県及び盛岡市、八幡平市、滝沢市及び雫石町は、共同して岩手山火山防災協議会を設置する。
- (2) 火山防災協議会は、関係県、関係市町、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、学識者、観光事業者等により構成する。
- (3) 火山防災協議会は、必要に応じて、検討事項に応じた作業部会等を設置する。

3 火山防災協議会における協議事項等

- (1) 県、関係市町その他の防災関係機関は、火山防災協議会において、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等、一連の警戒避難体制の整備に関する取組について、地域の実情に応じて必要な事項を協議する。
- (2) 関係市町は、火山防災協議会で協議した火山ハザードマップに避難場所その他の防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成する。
- (3) 県、関係市町その他の防災関係機関は、火山防災協議会の場を活用して退避壕及び退避舎等の必要性等、避難施設の整備等について検討する。

4 警戒地域の指定に基づき定める事項

岩手山に関する警戒地域の指定に基づき定める事項については次のとおりとする。

- (1) 火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

同節第3のとおりとする。

- (2) 警戒地域の住民等がとるべき避難のための措置について市長が行う通報及び警告に関する事項
市は、気象庁から噴火警報（居住地域）が発表され、噴火により被害が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合の、警戒区域の設定により立入規制や避難情報発令のための基準を以下のとおり定める。

ア 立入規制（災対法第63条）の基準

市は、噴火警戒レベルに合わせて警戒区域（立入規制区域）を設定し、住民、登山者等を区域内から退去するよう命じることができる。

イ 高齢者等避難の発令の基準

市は、噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）に引き上げられるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）場合、「高齢者等避難」を、立入規制区域内にある避難対象区域に発令する。

ウ 避難指示発令（災対法第60条）の基準

市は、噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合、「避難指示」を、立入規制区域内にある避難対象区域に発令する。

また、多くの住民等が自主的に避難した場合等に、住民の安全確保のため必要と判断した地域にも発令する。

- (3) 避難場所及び避難経路等に関する事項

避難場所等については、【資料編2-5-1 指定緊急避難場所一覧表】及び【資料編2-5-2 指定一般避難所一覧表】のとおりとする。避難経路については、岩手山火山避難計画のとおりとする。

【資料編2-16-4 岩手山火山避難計画】

- (4) 避難訓練に関する事項

市は、県及び関係機関と連携し、火山活動に伴う各種応急活動を迅速かつ円滑に進めることを目的として、単独又は合同で訓練を実施し、その効果を十分検証する。

訓練の実施にあたっては、要配慮者利用施設、避難行動要支援者等の要配慮者に配慮するほか、

突発的な噴火も想定するよう努める。

(5) 施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要となる施設の名称及び所在地

市は、火山防災協議会での協議を踏まえて、避難確保計画を作成すべき集客施設等を避難促進施設として市計画に指定する。避難促進施設の指定にあたっては、火口からの距離、影響する火山現象、利用者数、施設の規模、その他地域の実情等を考慮し、当該施設の所有者等と十分に調整を行うものとする。

【資料編2-16-5 避難促進施設一覧表】

(6) 救助に関する事項

県、市及び関係機関は、避難対象者のリストと避難所等で作成された避難者名簿等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、情報共有を図る。

第5 避難体制の整備

- 1 市は、火山災害から住民、登山者、観光客等の生命・財産を守るため、避難計画を作成し、火山活動による噴火、噴石、降灰、溶岩流、火山ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動などの予想される火山災害を踏まえ、避難路の指定及び実態に即した避難場所等の整備を図るとともに、住民、登山者、観光客等への周知を図る。
- 2 人命の安全確保を第一とし、時間的余裕をもって避難情報の発令を行うことができるよう、その伝達体制の整備を図る。
- 3 避難行動要支援者など、自力で避難することが困難な者の避難に考慮して、防災関係機関等の協力を得ながら、避難誘導體制の整備を図る。
- 4 火山防災協議会での協議を踏まえて策定した避難計画の内容については、【資料編 2-16-4 岩手山火山避難計画】のとおりとする。
- 5 関係市町は、円滑かつ迅速な避難のために、火山ハザードマップに避難対象地域等の避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説、情報伝達に関する事項など、実際に避難行動をとる住民や登山者に必要な防災情報を付け加えた火山防災マップを作成し、住民等に周知する。
- 6 市は、火山防災協議会において協議された火山ハザードマップ及び避難計画等を参考にしつつ、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら、段階的な避難情報の発令を行う。

第6 避難促進施設における避難確保計画

- 1 避難促進施設（集客施設及び要配慮者利用施設をいう。以下同じ）の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に係る情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成・公表し、市長に報告する。
- 2 避難促進施設の所有者又は管理者は、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、

その結果について市長に報告する。

- 3 市は、避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者の取組を支援する。

第7 危険区域における開発行為等の制限

火山災害の危険地域に想定される地域については、一定の開発行為の制限や、施設整備の際に、火山災害の危険性の高い地域であることを認識した上で整備するよう指導を行う。

第8 防災知識の普及等

- 1 噴火等の火山災害や異常現象が発生した場合の対応等について、地域住民に周知徹底し、防災意識の高揚を図る。
- 2 火山災害に関する防災知識については、次の事項を基本として普及を図る。
 - (1) 火山災害の特性
 - ア 火山災害は、前兆現象が把握されずに突発的に発生することがあること。
 - イ 噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること。
 - ウ 長期化するおそれがあること。
 - エ 被害が広域に及ぶこと。
 - オ 被害や影響が多方面にわたること。
 - (2) 平常時における心得
 - ア 日頃から火山に関する予報・警報・情報や、報道機関の防災情報に関心を持つ。
 - イ 避難場所・避難路等の確認をしておく。
 - ウ 家族や近所で避難の仕方を話し合っておく。
 - エ 防災訓練に参加する。
 - オ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の整備を行う。
 - カ 非常用品をリュック等に入れて準備しておく。
 - (3) 災害時における心得
 - ア 市から避難情報が発せられた場合は、速やかに避難する。
 - イ 市、警察、消防等の正しい情報を入手し、デマ・うわさに惑わされないようにする。
 - ウ 緊急時には避難を最優先にする。
 - エ あわてずに落ち着いて（冷静に）行動する。
 - (4) 避難方法（噴火時、又は噴火の危険性が高い場合）
 - ア 噴石

噴石の多くは火口から数km程度以内に落下するため、火口から十分離れた箇所では危険性はない。火山に近づかないようにする。

風に流されるような小さな噴石は、火口から10km以上遠方まで到達し落下する場合もあり、屋内への退避が必要になることもある。
 - イ 火砕流及び火砕サージ

火砕流及び火砕サージは高速（時速 100km以上）で流れ下るため、発生してからの避難

はほとんど困難である。噴火の危険性が高い状況になった場合は、噴火予報・噴火警報・火山情報などに十分注意し、速やかに到達範囲外に避難する。

ウ 溶岩流

溶岩流は、一般に速度が遅く、徒歩でも逃げるのが可能な場合が多い。落ち着いて、到達範囲の外に避難する。

エ 火山灰などの降下

火山灰がたくさん積もった場合には、家屋がつぶされないよう、屋根の上の火山灰を除去する。少量でも火山灰が降り出したら、タオルやマスクなどで吸い込まないようにする。帽子を用意する。昼間でも急に暗くなることがあり、火山灰が道路に降り積もることによりスリップ事故を引き起こしたり、通行不能になることがある。

オ 土石流

土石流は、雨により発生し、高速（流速は時速数十kmに達することもある。）で流れるため、噴火後には、台風の接近など、あらかじめ大雨が想定される場合には、土石流の到達範囲から避難する。万が一、避難が遅れた場合には、沢から離れた少しでも高いところに避難する。

カ 融雪型火山泥流

融雪型火山泥流は、高速（流速は時速数十kmに達することもある。）で居住地まで流れる可能性があるため、速やかな避難が必要である。噴火の危険性が高い状況になった場合は、噴火予報、噴火警報、火山情報などに十分注意し、できるだけ早く到達範囲の外に避難する。万が一、避難が遅れた場合には、少しでも高いところに避難する。

3 防災関係機関、観光事業者、地域住民等の参加協力を得て、必要に応じて避難訓練等を実施する。

訓練の実施に当たっては、住民のみならず、登山者、観光客等への対応についても想定し、また、岩手山火山防災マップや噴火を想定した噴火シナリオ等を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件等を考慮し、より実践的な災害想定を行う。

【資料編1-7-2 岩手山火山防災マップ】

4 市は、県が行う住民等に対する定期的な情報提供の取組に協力する。

5 県及び市は、観光施設等と連携し、登山者等に対して、登山者等の情報を把握するため、登山者カード（登山計画書）の記入を促すとともに、登山者への適切な情報提供のため、いわゆるモバイルメールへの登録等を行うよう広報活動を行う。

第17節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 火災の発生を防止し、又は延焼の拡大を防止するため、防火思想の普及を図るとともに、出火防止対策等を推進する。
- 2 消防力の充実強化を図るため、消防施設の整備等を推進する。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

- 1 火災予防の徹底
 - (1) 出火防止等を重点とした防火ポスターを掲出するとともに、防火座談会の開催や車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
 - (2) 出火防止又は火災の延焼拡大の防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら消火器の設置を促進するとともに、その器具等の取扱方法について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

火災予防指導の内容

対象	指導の内容
一般家庭	ア すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等について、知識の普及を図る。 イ 火災予防週間等には、重点的に各家庭の巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。 (ア) 火気使用設備の取扱方法 (イ) 消火器の設置及び取扱方法 (ウ) 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法 ウ 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。
職場	予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会を捉え、関係者に対する防火思想の普及を図る。 (ア) 災害発生時における応急措置要領の作成 (イ) 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底 (ウ) 避難・誘導體制の確立 (エ) 終業後における火気点検の励行 (オ) 自衛消防隊の育成

- 2 地域ぐるみの防火防災訓練及び防火クラブの育成

火災発生時において、消防機関の活動とともに、地域住民が初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や防火クラブの育成に努める。

 - (1) 防火防災訓練の実施

住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。

- (2) 防火クラブの育成
 - ア 婦人防火クラブの育成
家庭における防火思想の普及を図るため、婦人を対象とした防火クラブの育成に努める。
 - イ 幼年少年消防クラブの育成
幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブの育成に努める。
- 3 予防査察の強化
 - (1) 防火対象物の予防査察を年間計画等により、定期的に実施する。
 - (2) 火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物については、定期査察のほか、随時に特別査察を行う。
- 4 防火対象物の防火管理体制の推進
多数の者が出入りする防火対象物については、次の事項を指導し、当該対象物の防火管理体制の確立を図る。
 - (1) 防火管理者の選任
 - (2) 消防計画の作成
 - (3) 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施
 - (4) 消防用設備等の点検整備
 - (5) 火気の使用又は取扱方法
 - (6) 消防用設備等の設置
- 5 危険物等の保安確保指導
 - (1) 石油類
 - ア 危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設の立入検査を実施し、当該施設の位置、構造、設備及び管理の状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを指導する。
 - イ 危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。
 - ウ 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう、自主保安体制の確立を図る。
 - (2) 化学薬品
病院、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃及び他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

第3 消防力の充実強化

大火災等に対処するため、消防力の充実強化を図る。

- 1 総合的な消防計画の策定
消火活動に万全を期するため、次の事項を掲げた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	木造建築物の密集地域及び消防水利の不備等により火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物等の防ぎょ計画	建物の構造、業態又は規模が、火災の対象事象のいずれから判断しても延焼拡大し、人命救助の必要がある高層建築物、地下街等について定める。
危険物の防ぎょ計画	爆発、引火、発火その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ防災関係機関相互の協力の下に、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の強化

火災発生時における初動体制を確立するため、消防署、消防出張所等の適正配置に努めるとともに、大火災等に対処するため、消防相互応援体制の確立を図る。

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を図る。

【資料編2-17-1 消防力一覧表】

【資料編2-17-2 消防相互応援協定】

【資料編2-17-3 消防相互応援に関する協定】

3 消防施設の整備

(1) 消防特殊車両等の増強

ア 特殊車両等の増強

建築物の高層化、複雑化に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備増強を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの増強

災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

ウ 救助用資機材の整備

人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。

(2) 消防水利の確保

消火栓及び防火水槽を計画的に整備するとともに、河川、プール、ため池等の活用等により、消防水利の多様化を図る。

(3) 消防通信施設の整備

災害応急対策活動時に防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(4) ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの場外離着陸場その他へ

リコプターができる場所の確保及び適正な配置に努める。

第18節 林野火災予防計画

第1 基本方針

林野火災の発生を防止するため、林野火災の予防思想の普及を図るとともに、林野火災出火防止対策を推進する。

第2 林野火災防止対策の推進

1 林野火災の防止体制

盛岡地区山火事防止対策推進協議会において、各防災関係機関及び団体との連絡調整を行い、地域の実情に即した林野火災防止対策の推進を図る。

【資料編2-18-1 盛岡市火入条例】

【資料編2-18-2 盛岡市火入条例施行規則】

2 林野火災予防思想の普及

(1) 山火事防止運動期間（3月1日～5月31日）を中心に、次に掲げる事項を重点として予防運動を実施する。

- ア 枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止
- イ 強風時及び乾燥時のたき火及び火入れの禁止
- ウ たき火及びたばこの投げ捨て禁止
- エ 車からのたばこの投げ捨て禁止
- オ 火入れの許可遵守
- カ 子供の火遊びの禁止

(2) ハイカー等の一般入山者、森林所有者、作業従事者、地域住民及び小中学生等に対して、次により広報活動等を実施する。

- ア 横断幕、ポスター等の掲示
- イ 広報紙等に掲載
- ウ 広報車などによる巡回広報
- エ 子供会行事等を通じた防火指導

3 予防及び初期消火体制

防災関係機関等は、背負い式消火水のう、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材の整備を図る。

4 組織の強化

(1) 地域の実情に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練等を実施するなど、林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。

(2) 地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

5 各防災関係機関別の実施事項

機関	実施事項
市	(1) 林野火災防止に関する打合せ会の開催 (2) 県の広報活動に対する協力、市広報活動及び防火思想の周知徹底 (3) 林野火災予防組織の育成強化 (4) 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 (5) 火災警報発令時の巡視強化 (6) 初期消火資機材の整備 (7) 火入れに関する条例の住民への周知徹底
消防機関	(1) 火災警報等の警報伝達及び巡視警戒 (2) たき火及び火入れの把握と現場監督者等の指導
盛岡地方気象台	暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通知等気象情報の発表及び迅速な伝達と周知徹底
盛岡森林管理署	(1) 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備 (2) 職員によるパトロールの実施 (3) 防火線、防火林及び防火用施設の設置並びに資機材の整備 (4) 林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備
林業団体等	(1) 火入れの許可・指示事項の遵守 (2) 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底 (3) 林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底 (4) 一般入山者に対する防火思想の普及啓発 (5) 林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行 (6) 作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置 (7) 作業小屋周辺の防火帯の設置 (8) 火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行
農業関係機関	(1) 火入れの許可・指示事項の遵守 (2) 火災警報発令時における火気厳禁の周知徹底 (3) 広報車等を利用した、農家に対する防災意識の啓発
その他の機関等	(1) 関係職員等に対する防火思想の普及啓発 (2) 林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力

第19節 農業災害予防計画

第1 基本方針

災害による農作物及び畜産物等の被害を最小限に防止するため、季節予報、警報及び火山情報等の迅速な伝達を図るとともに、予防技術対策の充実及び普及を進める。また、農地及び集落の防災対策の実施を推進する。

第2 予防対策

1 予防対策

災害による農作物及び畜産物等の被害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

冷害防止対策	(1) 耐冷性品種の普及 (2) 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置及び作期策定の適正化 (3) 育苗技術、適正な水管理等の指導の徹底 (4) 季節予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	(1) 低温注意報・霜注意報の早期伝達 (2) 樹園地における燃料の燃焼、防霜ファンの活用、散水の準備と励行 (3) 施設園芸における保温対策の励行
水・雨害防止対策	(1) 水稻の品質向上のための乾燥施設の利用 (2) 長雨、過湿により発生しやすい黄化萎縮病、白葉枯病、疫病等の防除及び家畜の伝染病の予防
干害防止対策	(1) 水源（ダム、水利施設）の確保 (2) 常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 (3) 畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	(1) 防風林及び防風網の設置 (2) 耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 (3) 樹園地における枝折れ防止対策（支柱の準備等） (4) 落果防止のための薬剤散布 (5) 畑地かんがい施設の利用
雪害防止対策	(1) 麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布（積雪前） (2) 消雪の促進 (3) 牛乳、飼料等の輸送路の確保 (4) 樹園地における枝折れ防止（支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起こし等） (5) 牧草の雪害防止のため、秋まき牧草の適期播種の励行 (6) 施設園芸等ハウスの倒伏防止のための補強及び除雪の励行
火山災害防止対策	(1) 火山情報及び気象予警報等情報伝達の強化 (2) 降灰に対処するためのビニール等による農産物等の被覆などの予防技術の周知徹底 (3) 降灰、泥流による濁水による養殖魚の斃死等に対処するための取水制限、餌止め等の予防技術の周知徹底

	(4) 農林水産物の生産、流通、加工現場における安全確認の実施
病虫害発生予防	県病虫害防除所等からの病虫害発生予察情報の早期収集

2 異常気象等対策

突発的な異常気象、火山現象等に対しては、その種類に応じた災害防止対策を講じる。

- (1) 生鮮食品の輸送力の確保
- (2) 異常気象による病虫害の発生に備えた防除施設及び設備の整備
- (3) 災害常襲地帯の安定技術の普及
- (4) 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導
- (5) 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

第3 農地・農業用施設の災害防止対策

- 1 農地、農業用施設等における洪水、土砂災害、たん水等の災害を防止及び緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、農業用水路施設等の整備を進め、地域の総合的な防災安全度を高める。

【資料編2-19-1 農業用水路改修事業一覧表】

- 2 農業用ため池の管理者は、随時に施設の安全点検を行うとともに、気象情報に留意し、特に災害が発生するおそれがある場合は、直ちに施設の監視及び緊急点検を実施し、異常を確認したときは、市に連絡するとともに、決壊、越流等による被害を最小限にするための応急措置を講ずる。

【資料編2-19-2 盛岡市防災重点ため池一覧表】

【資料編2-19-3 防災重点ため池浸水想定区域図】

- 3 市は、市計画に定めた避難場所等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ため池ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずる。

第20節 情報収集・伝達体制の整備計画

第1 基本方針

- 1 災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡システムを定め、適切な運用を図る。
- 2 災害時であっても通信が途絶しないよう、通信施設・設備について、被災が想定されない場所への設置や耐震化を進め、及び代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう、要員及び資器材の確保に努める。
- 3 効率的・効果的な防災対策を行うため、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

第2 通信施設の整備等

1 衛星携帯電話等

衛星携帯電話、携帯電話等の無線電話の整備充実を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の向上に努める。

2 防災行政無線等

災害時における情報の収集・連絡活動を迅速かつ的確に行うとともに、災害時に必要な情報を市民に伝達する手段として、防災行政無線の整備・適切な運用に努める。

(1) 防災行政無線

災害時の有線電話の途絶時等における各種情報の伝達等を速やかに行うため、防災行政無線の整備・適切な運用に努める。

ア 防災行政無線（移動系）

災害警戒時・発生時における庁内各部署間での情報伝達・共有や、災害発生現場、避難場所等との通信体制を確保する。

イ 防災行政無線（同報系）

防災行政無線（同報系）を配備している玉山地域において、地域住民に対し迅速かつ的確に情報を提供する。

(2) コミュニティFM放送への割込放送

ア コミュニティFMラジオ放送局ラヂオもりおかの放送への割込放送により、盛岡地域及び都南地域の住民に対し迅速かつ的確に情報を提供する。

イ 上記アの割込放送を受信した際に自動で起動する緊急告知防災ラジオの普及に努める。

(3) 多重無線通信システム

有線途絶時の情報連絡及び災害現場からのファクシミリ、静止画像等を通信するため、多重無線通信システムの整備を検討する。

(4) 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、特殊無線技士を養成し、その適正配置に

努める。

3 市内アマチュア無線家との連携

一般社団法人日本アマチュア無線連盟岩手県支部をはじめとした市内のアマチュア無線局及びアマチュア無線クラブ等と平常時から交流を深め、災害発生時に必要な非常通信網の整備及び協力の依頼を推進する。

4 民間事業者との連携

民間事業者が提供する防災情報アプリ等と連携した防災情報の配信を推進するとともに、その普及促進に努める。

【資料編2-20-1 防災情報等の提供に関する協定書（ファーストメディア株式会社）】

【資料編2-20-2 災害に係る情報発信等に関する協定書（LINEヤフー株式会社（旧 ヤフー株式会社））】

5 通信施設の整備・活用

(1) 岩手県総合防災情報ネットワークの活用

災害状況を即座に把握するため、平常時から岩手県総合防災情報ネットワークを活用し、被害状況に応じた初動体制の確立をめざす。

(2) 無線通信施設の整備

衛星通信、移動体無線等の新しい通信手段の導入・活用を図る。

第3 災害広報体制の整備

1 市民への情報提供体制

ホームページや市公式SNSなどインターネットによる情報提供を行うほか、CATVによる情報提供を行う。避難場所等となる施設への電話、ファクシミリ、防災行政無線等の通信手段の整備及び要配慮者にも配慮した多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

2 市民への広報手段の周知

(1) 災害時はラジオ等で情報の入手に努めるよう、周知徹底を図る。

(2) あらかじめ、市役所、支所、消防署、駅、避難場所等の災害時情報拠点を設定し、市民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する方法を定めておく。

3 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害情報、災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリの設置、相談窓口の開設などの広聴体制の整備に努める。

4 報道機関への情報提供

報道機関への情報提供は、原則として、次の手段によるものとする。

(1) Lアラート（災害情報共有システム）による情報提供

※ Lアラート 地方自治体、ライフライン関連事業者など公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社及び通信事業者などその情報を住民に伝える

「情報伝達者」とが共通に利用することにより、安心・安全に関わる情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤

(2) 市政記者クラブを通じた情報提供

第4 災害情報共有化の推進

災害情報を市庁内で共有することによって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、市災害情報連携システム及び県災害情報システムの有効活用に努める。

第21節 要配慮者対策計画

第1 基本方針

- 1 市及び防災関係機関は、災害時における要配慮者の安全確保のため、施設及び地域社会の協力の下に、対象者の把握、設備等の点検・改良、施設ごとの防災マニュアル策定と訓練の実施及びその指導・啓発に努める。
- 2 市は、要配慮者利用施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 要配慮者対策

1 福祉のまちづくりの推進

市域の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等の相互の連携に努め、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。併せて、公共施設の整備・改善を推進し、高齢者及び障がい者の積極的な社会参加の促進、地域住民によるコミュニティ強化等、誰もが住みよいまちづくりの推進を図る。また、民間の施設についても、市民、企業及び関係機関との連携を図り、都市環境の整備に併せた防災環境の整備促進を図る。

2 社会福祉施設等における対策

(1) 防災マニュアル及び避難支援計画の策定

災害時の職員の役割分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを各施設ごとに策定する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。

(2) 防災訓練の実施

各施設では市計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に消火及び避難が行えるように入所者及び従事者に対し、避難経路及び避難場所等を周知するなど、平常時から基本的な防災行動がとれるように防災教育を行うとともに、定期的に防災訓練を実施する。

(3) 施設等の安全対策

災害時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設を常時点検し、建築年数や老朽度合いに応じ、必要な修繕に努める。特にスロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。また、火気については、日頃より安全点検を行う。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設の入居者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難に当たっては、施設職員だけでは不十分である。このため、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

(5) 緊急連絡先の整備

緊急時には、保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

3 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿

ア 市は、避難支援等を円滑に実施するための基礎となる名簿を作成する。名簿に掲載する者の範囲は、次のとおりとする。

なお、避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報やその情報の保護に関する事項及び要支援者の具体的な範囲については、「盛岡市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱」及び「盛岡市避難行動要支援者名簿における要支援者の範囲について」に定めるとおりとする。

(避難行動要支援者)

(ア) 75歳以上の者だけで構成される世帯の構成員

(イ) 介護保険法（平成9法律第123号）第7条第1項の厚生労働省令で定める区分が要介護3から5までである者

(ロ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が視覚障害1種1級又は2級、聴覚障害1種2級及び肢体不自由1種1級から3級までのもの

(ハ) 知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）第2条の療育手帳の交付を受けている者

(ニ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの

(ホ) 難病患者

(ヘ) その他市長が援護を必要と認める者

イ 市は、避難行動要支援者に関する情報を平常時から収集し、盛岡市避難行動要支援者名簿を、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(2) 避難行動要支援者個別避難計画

市は、防災担当部局や保健福祉担当部局など関係部局の連携の下、避難支援等の関係者の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者本人が避難先等を確認できるよう個別避難計画の作成に努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、避難支援に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(3) 避難の支援

ア 避難行動要支援者の避難支援は、自助・共助を基本とし、避難行動要支援者への支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団や自主防災組織、町内会等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援等関係者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。

イ 市は、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、「盛岡市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱」の定めにより、避難行動要支援者情報提供同意者名簿及び個別避難計画に関する情報（以下「名簿情報等」という。）をあらかじめ避難支援等関係者

に提供する。名簿情報等の提供先は、次に掲げる者及び機関とする。

なお、名簿情報等提供の際には、個人情報の取扱いに配慮するものとする。

(名簿情報等の提供先)

- (ア) 居住する地区の自治会又は町内会の代表者及これを直接補佐する者（1人に限る。）
- (イ) 自主防災組織の代表者及びこれを直接補佐する者（1人に限る。）
- (ウ) 消防団の分団長及び部の代表者（部が設置されている分団に限る。）
- (エ) 当該地区を担当する民生児童委員
- (オ) 盛岡地区広域消防組合消防本部（警防課、通信指令課）
- (カ) 岩手県警察本部（警備部警備課）

ウ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。

エ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(4) 防災指導・啓発

広報等によって、避難行動要支援者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発を行う。

ア 避難行動要支援者及びその家族に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。

- (ア) 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
- (イ) 災害発生時には、近隣の協力が得られるよう日常的に努力する。
- (ウ) 地域において、防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

イ 地域住民に対する指導

- (ア) 町内会等において、地域内の避難行動要支援者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。
- (イ) 災害時には、避難行動要支援者の安全確保に協力する。
- (ウ) 地域防災訓練等に避難行動要支援者及びその家族が参加するよう働きかける。
- (エ) 避難行動要支援者名簿の提供はその提供先が限定されていることから、地域では必要に応じて「地域支え合いマップ」等の作成に取り組むものとし、市や社会福祉協議会が先行事例の紹介などの支援に取り組む。

(5) 情報連絡手段の整備

ア 災害時に情報入手が困難な聴覚障がい者等に対しては、日常生活用具の給付等の措置を通じて、ファクシミリ等の情報伝達手段の整備を進める。

イ 市における消防団や自主防災組織等への情報伝達の責任者（班）を明確にする。

ウ 消防団、自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉関係者と連携し、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施する。

エ 市は、平常時から避難行動要支援者と接している民生委員、ケアマネージャー、介護職員、社会福祉協議会等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携を深め、発災時には、これらが日常的に利用しているネットワークを情報伝達に活用する。

オ 市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難情報を確実に伝えるための情報伝達体制

を整備する。

(6) 安全機器の普及促進

災害時に介護支援を必要とする対象者に対しては、防火指導と併せて、簡易型の警報設備やスプリンクラー設備等の安全機器の普及促進に努める。

(7) 避難誘導

警察署、消防署、消防団、自主防災組織などの防災関係機関と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導體制の整備を図る。

(8) 避難場所等における対策

ア 避難場所等となる施設のスロープ、手摺り等の整備に努める。また、避難状況に応じ速やかな仮設に努める。

イ 避難場所等へ手話通訳、要約筆記、介護のボランティア等の派遣ができるよう、平常時から盛岡市社会福祉協議会との連携に努める。

4 外国人等への対策

前記以外の要配慮者として、言葉に不自由又は地理に不案内な外国人、旅行者等が考えられる。これらの人々が安心して行動できるような環境づくりに努める。

(1) 防災教育、防災訓練の実施

防災関係機関は、県、市及び国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対し、多言語による防災知識の普及に努める。

また、市は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

なお、市は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。

(2) 情報伝達及び案内表示板等の整備

ア 市は、災害時において、外国人が迅速かつ的確に避難することができるように多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難情報の伝達手段の確保に努める。

また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

イ 市は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。

(3) 避難計画

避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在留外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達の実環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

また、避難場所等においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

(4) 防災情報等の提供

ア 市は、外国人向けの防災リーフレット等の広報印刷物の配布に努める。また、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報等の提供に努める。

イ 市は、災害時に避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

(5) ボランティアの育成等

市は、国際交流関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。

(6) 地域社会との連携

ア 地域での支援体制づくりに努める。

イ 避難場所等に通訳のボランティア等の派遣ができるよう、平常時から盛岡市社会福祉協議会との連携に努める。

(7) 生活相談

市は、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。

第22節 医療対策計画

第1 基本方針

市は、災害時に迅速かつ的確な医療が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達体制及び医療救護班の整備、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備する。

第2 医療体制の整備

1 応急医療体制の整備・拡充

市域の医療機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合又は医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、医療救護体制を平常時から整備する。

(1) 災害医療情報の収集伝達体制の整備

ア 医療情報連絡員の指名

医療機関の被害状況など、地域における保健医療に関する情報を収集するため、あらかじめ医療情報連絡員を指名する。

イ 救急医療情報システムの整備

災害時に活用できるよう救急医療情報システムを整備するとともに、迅速かつ的確な情報の収集伝達ができる通信手段及び情報収集システムの整備に努める。

(2) 医師会との協力体制の確立

市（保健所）は、一時に多数の傷病者が発生したり、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、盛岡市医師会と常に協力体制を形成しておくなど、確実な応急医療体制を整備する。

(3) 医療救護班の整備

市（保健所）は、盛岡市医師会の協力を得て、医療救護班の編成数、構成、派遣基準、派遣方法等について計画を推進する。

(4) 救護所の設置

指定避難所に救護所を設置する。

【資料編2-22-1 災害時の医療救護活動に関する協定書（社団法人盛岡市医師会）】

2 後方医療体制の充実

市域における災害医療の拠点となる医療機関等の整備を図り、多数の患者の収容力を確保するとともに、医療資源を十分に活用した後方医療体制の整備に努める。

(1) 協力病院の拡充

市内の病院を中心に、多数の傷病者発生に対応できるよう、協力病院の拡充を推進する。

(2) 搬送体制の整備

広域搬送が必要な傷病者を想定し、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、関係機関と協議し、搬送体制の整備に努める。

(3) 地域医療連携の推進

災害時における医療スタッフの受入れ及び医療資機材等の応援要請が円滑に進み、協力病院をはじめ、盛岡市医師会との連携した医療活動が実施できるよう、平常時から地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

3 医薬品等の確保体制の整備

(1) 医薬品等の確保供給体制の整備

夜間急患診療所を中心に医薬品等の備蓄を推進するとともに、平常時から関連業者との協力体制の整備に努める。

(2) 医療用資機材の確保体制の整備

災害の発生後、緊急に必要となる医療用資機材等については備蓄を推進する。

また、盛岡市医師会や関連業者との協力によって、医療用資機材の調達体制の整備を図る。

【資料編2-22-2 災害時における医薬品等の確保に関する協定書（岩手県医療薬品卸業協会）】

【資料編2-22-3 災害時における医療資器材の確保に関する協定書（東北医療機器協会岩手県支部）】

【資料編2-22-4 災害時における施設利用等に関する協定書（北良株式会社）】

第23節 ボランティア活動の環境整備計画

第1 基本方針

市は、日本赤十字社岩手県支部、岩手県社会福祉協議会、盛岡市社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関と相互に連携し、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

- 1 ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 活動環境の整備

1 ボランティアの位置付け

災害時のボランティア活動については、必ずしも総合的な防災力の一員としての調整を十分には受けていないため、次のようにボランティアを位置付け、その活動力が効果的に発揮されるよう計画する。

(1) 一般ボランティア

災害発生と同時に、被災地域外からの自然発生的なボランティアの申出については、組織化された集団ではない場合が多く、組織的な行動を行うこと及び個々の組織又は個人をコーディネートすることが困難である。このため、盛岡市社会福祉協議会等と連携して受付を行うなど、ボランティアが被災地に直接入る前に派遣調整を行う方法等について計画する。

このような一般ボランティアの活動については、次のことが期待される。

- ア 炊き出し及び物資の仕分け・配給への協力
- イ 避難場所等の運営・維持管理などに関する協力
- ウ 安否情報及び生活情報の収集・伝達
- エ 清掃等の衛生管理
- オ その他被災地における軽作業等

(2) 専門ボランティア

専門ボランティアは、次のような公的資格又は特殊技術を持つ者であり、災害支援、目的及び活動範囲が明確である。専門ボランティアの組織化を進めることにより、行政が十分には対応できない分野への協力者として、次のことが期待される。

- ア アマチュア無線技士
- イ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
- ウ 建築物の応急危険度判定士、土砂災害の危険度判定技術者、建築士等
- エ 特殊車両等の操縦、運転その他専門的知識・技能を要する活動等の資格者
- オ 通訳（外国語、手話）
- カ その他専門的知識又は技能を要する活動等

2 ボランティアのリーダー等の養成

(1) 市は、日本赤十字社岩手県支部、岩手県社会福祉協議会、盛岡市社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関と連携し、ボランティア活動について、広報等により普及啓発を行うとともに、ボランティア活動のリーダーの養成及びボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

(2) 市は、ボランティア養成研修等の修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。

- ア 地域事情に関すること
- イ 要配慮者の状況
- ウ 要配慮者に対する心構え
- エ 避難場所等の状況
- オ 行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等

(3) 意識の高揚

市は、防災とボランティアの日及び防災とボランティア週間の諸行事を通じ、ボランティアの意識の高揚等を図る。

3 ボランティアの登録

市は、盛岡市社会福祉協議会との連携の下に、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、岩手県社会福祉協議会が行う事前登録に関する協力を努める。

ボランティア登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。

4 ボランティアの受入体制の整備

(1) 市は、一般ボランティアの受入れ、被災者のニーズの総合的な把握、ボランティア関連情報の受発信、行政との調整を行う盛岡市災害ボランティアセンターの運営を支援する。専門ボランティアについては、関係各課での応援要請、受入れを行うものとする。

(2) 盛岡市災害ボランティアセンターの運営

盛岡市災害ボランティアセンターの運営は盛岡市社会福祉協議会が行うものとし、市は、平時から運営について盛岡市社会福祉協議会との連絡調整に努めるものとする。

(3) 市は、岩手県社会福祉協議会及び盛岡市社会福祉協議会等と連携し、災害応急対策活動中に死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった者に補償を行う「ボランティア保険（災害特約付）」への加入について推進する。

5 関係団体等の協力

市は、あらかじめ、次の団体等と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。

- ア 青年団体
- イ 女性団体
- ウ 町内会・自治会等の地縁団体
- エ 自主防災組織等
- オ 大学生、専門学生等

第24節 防災活動体制の整備計画

第1 基本方針

市及び防災関係機関は、平常時から、自らの組織動員体制及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備など、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災活動体制の確立に努める。

また、市及び防災関係機関は、災害発生時の業務継続性の確保に努める。

第2 勤務時間外における動員体制の整備

1 主要防災職員への早期情報伝達

災害対策本部員等の防災担当職員に対し、情報伝達の迅速化を図るため、携帯電話等を携帯させる。

2 現地情報収集担当職員の指名

災害発生後、各地区における応急対策を早期に実施できる体制を整えるため、各地区の避難場所等の管理者を現地情報収集担当職員に指名し、その役割の周知徹底を図る。

3 連絡体制の整備

勤務時間外に職員を緊急に参集させる必要がある場合に備え、各部長は、常に所属職員の住所、電話番号等の把握に努め、速やかに連絡が取れる体制を整備するとともに、職員に周知徹底を図る。

4 参集場所の周知

迅速な初動活動を確保するため、あらかじめ職員に参集場所を指定するとともに、周知徹底を図る。

5 初動活動期の参集可能職員の把握

各部長は公共交通機関が途絶した場合に備え、所属職員の代替交通手段を調査し、参集に要する時間の把握に努める。

第3 行動マニュアルの作成

災害時において、迅速かつ的確な災害対策が行えるよう、職員初動行動マニュアルを作成する。

1 マニュアルの作成

災害時の非常配備体制における市計画に定められた役割について、各部局に対応した行動マニュアルを作成する。

2 マニュアルの修正

市計画の改定等により、随時修正を加える。

第4 業務継続性の確保

- 1 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画を策定する。
- 2 業務継続計画には、おおむね次の内容について定めるものとする。
 - (1) 災害時において優先して実施すべき業務
 - (2) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
 - (3) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎
 - (4) 電気、水、食料等を確保する事項
 - (5) 通信手段の確保に関する事項
 - (6) 行政データのバックアップに関する事項

第5 防災中枢機能等の確保・充実

市は、災害発生時において速やかに災害応急活動体制をとれるよう、防災中枢機能等の確保・充実を図る。

- 1 防災中枢施設の整備・充実
防災中枢施設となる市役所及び盛岡地区広域消防組合消防本部については、災害対応力の増強及び連携した災害応急対策の実施が可能となるシステムの構築を図るとともに、必要な飲料水、食料等を備蓄する。
- 2 地域防災拠点の整備
地域の防災拠点となる公共施設及び小・中学校と災害対策本部との連絡体制を整備し、災害時の地域連絡拠点としての防災機能の充実を図るとともに、地域の自主防災組織等の活動拠点となる地区活動センター等の整備を進める。
また、地域の防災活動の拠点となる公園・広場を整備するとともに、隣接した避難場所、物資の備蓄等の機能を備えた公共施設との連携を図り、災害時の応急対策及び復旧対策活動の地域防災拠点として整備を進める。

第6 関係機関等との連携体制の整備

- 1 関係機関・民間団体等との連携体制
関係機関、防災上重要な施設の管理者その他民間の災害応急対策組織の整備・充実を図るとともに、市との連携及び協力体制を確立する。
- 2 自衛隊との連携体制
大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化、派遣の要請手続の明確化など、自衛隊との連携体制の整備に努める。
- 3 資機材の点検
災害応急対策に万全を期するため、車両、防災資機材、救助用資機材等の定期的な点検を行

う。

第7 廃棄物処理体制の整備

1 防災対策

市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、岩手・玉山環境組合及び盛岡北部行政事務組合は、廃棄物処理施設の耐震化及び不燃堅牢化を図るとともに、非常用自家発電設備等の整備、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水及び河川水の確保並びに廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄に努める。

2 処理体制

市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、岩手・玉山環境組合及び盛岡北部行政事務組合は、適正に災害廃棄物の処理を行うための体制の整備に努める。

市は、廃棄物処理に係る災害時応急対策を定めるとともに、必要な廃棄物処理が、市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、岩手・玉山環境組合及び盛岡北部行政事務組合の処理施設の処理能力を超える場合又は廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」に基づき、県内の市町村等と調整するほか、「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

県は、市がその責務を十分果たせるように必要な技術的援助を行うとともに、都道府県間及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導、助言その他の支援を行う。

3 災害時応急体制の整備

市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、岩手・玉山環境組合及び盛岡北部行政事務組合は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、次の措置を行うよう努める。

(1) 緊急出動体制の整備

ア 市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、岩手・玉山環境組合及び盛岡北部行政事務組合は、一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。

イ 市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、岩手・玉山環境組合及び盛岡北部行政事務組合は、収集運搬車両、清掃機器等を常時整備する。

ウ 市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、岩手・玉山環境組合及び盛岡北部行政事務組合は、廃棄物の収集及び処理に必要な人員、運搬車両等が不足する場合の対策を検討する。

(2) 災害時における応急体制の確保

ア 市、盛岡・紫波地区環境施設組合及び岩手・玉山環境組合は、生活ごみ及び災害廃棄物の一時保管場所となる仮置場の配置計画を作成する。

イ 市、盛岡地区衛生処理組合及び盛岡北部行政事務組合は、し尿及び災害廃棄物の広域的な処理計画を作成する。

(3) 避難場所等の生活環境の確保

ア 市は、仮設トイレ及びその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行う。

イ 市は、上記の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

第8 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、もりおか女性センターが地域における男女共同参画の視点に立った防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及びもりおか女性センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

第25節 企業等防災対策計画

第1 基本方針

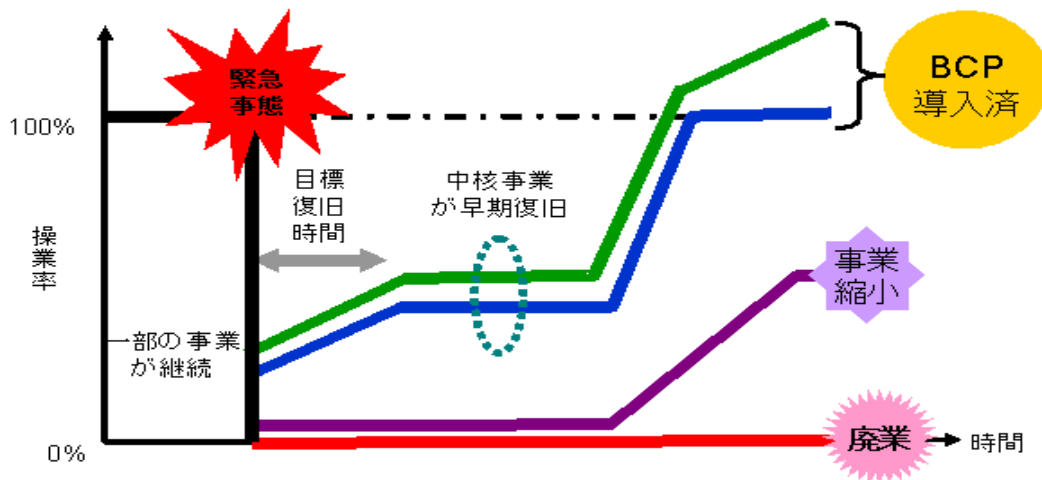
- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続及び地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど、防災力向上を図る。
- 2 市及び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）の策定の促進に努める。
- 3 市及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。
- 4 市は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第2 事業継続計画の策定

- 1 企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）※を策定するように努める。
- 2 市及び関係機関は、各企業等における事業継続計画（BCP）の策定に資する情報提供等を進める。

※ 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

〔企業等の事業復旧に対するBCP導入効果のイメージ〕



第3 企業等の防災活動の推進

- 1 企業等は、県及び市との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。

- 2 企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。
- 3 市は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。
 - (1) 企業等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業等の防災に係る取組を積極的に評価するなど、その防災力向上を促進する。
 - (2) 地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスをを行う。

第26節 原子力災害予防対策計画

第1 基本方針

市及び防災関係機関は、原子力災害に対する知識の普及を図るとともに、避難対策、モニタリング、医療保健についてあらかじめ体制の整備を図る。

第2 防災知識の普及

市及び防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、住民等に対して防災知識の普及に努める。

なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBTQ等）の視点にも配慮する。

1 防災知識普及計画の作成

防災関係機関は、その所掌する防災業務に関する事項について、毎年度、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

(1) 防災関係機関は、職員に対し、原子力災害における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及を図る。

(2) 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ア 防災対策及び原子力災害対策関連法令
- イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ウ 放射性物質、放射線の特性に関する事項
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
- オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識
- カ 原子力災害とその特性に関する事項
- キ 住民に対する防災知識の普及方法
- ク 災害時における業務分担の確認

3 市民に対する防災知識の普及

(1) 防災関係機関は、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。

- ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
- イ ホームページ、SNS、広報誌等の活用
- ウ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- エ 防災関係資料の作成、配布
- オ 防災映画、ビデオ、スライド等の製作、上映、貸出し

(2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ア 市計画並びに各防災関係機関及び原子力事業者の防災体制の概要
- イ 避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示の意味及び内容
- ウ 放射性物質及び放射線の特性並びに原子力災害とその特殊性に関する事項
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
- オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識（各原子力事業所におけるPAZ及びUPZを含む市町村の名称を含む）

※ PAZ (Precautinary Action Zone)

原子力施設から概ね半径5km圏内（発電用原子炉の場合）。放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

※ UPZ (Urgent Protective action planning Zone)

全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民の屋内退避を実施。放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が緊急時モニタリングの結果に基づき空間放射線量率が一定値以上となる区域を特定し、同本部長（総理大臣）の指示を受け一時移転等を実施。

カ 平常時における心得

- (ア) 原子力事業所のPAZ及びUPZ圏内の地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。
- (イ) 原子力事業所のUPZを含む市町村と生活圏や経済圏を共有している場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。

キ 災害時における心得、避難誘導

- (ア) 所在（居住又は滞在）する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。
- (イ) 所在（居住又は滞在）する自治体による防災対策に従う。

4 児童、生徒等に対する教育

市は、児童・生徒に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、原子力災害時における心得及び知識の普及を図る。

5 相談体制の整備等

市は、市民からの相談や問合せに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

第3 情報の収集・伝達連絡及び通信確保

1 通信施設・設備の整備等

市及び防災関係機関は、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。

2 市民への情報伝達手段の整備

- (1) 市は、市民、事業者等に対し、正確な情報を迅速かつ確実に伝達することができるよう、防災関係機関と連携し、市民への情報伝達手段の整備を図る。
- (2) 情報伝達手段の整備に当たっては、防災行政無線のほか、携帯端末の緊急速報メールの活用など、情報手段の多重化・多様化を図る。

第4 モニタリング

市は、市内の空間線量率の状況並びに市内で販売される流通食品及び生産・収穫される農林水産物の放射性濃度を把握するため、県が実施するモニタリングに協力するほか、必要に応じて自主的な調査を実施する。

第5 医療・保健活動体制の整備

市は、健康相談の実施、原子力災害発生時における医療機関との連絡体制の構築など、あらかじめ必要な体制の構築に努める。

1 相談体制の整備

市は、健康、医療等に係る市民からの相談や問合せに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

2 避難退域時検査等実施体制の整備

市は、県外等からの避難者等に対する身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に関して県と情報共有を図るとともに、除染の実施が可能な避難所その他の施設の確保に努める。